

## 第2回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

---

### 《 会 議 録 》

主 催：石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

会 場：厚田村総合センター

日 時：平成15年6月4日（水）14：00～17：00

第2回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議録

開催日時：平成15年6月4日(水)14:00~17:00

開催場所：厚田村総合センター

【出席委員】(敬称略)

会長 田岡 克介  
副会長 牧野 健一 木村 康美

委員

神崎 征治	福沢 和夫	工藤 榮一	加納 洋明	高田 静夫
中野 文能	堀 弘子	熊倉 正博	長原 徳治	池端 英昭
河合 英治	河合 雅雄	田村 嘉瑞	阿部 政二	成田 一夫
佐々木 友治	神田 一昭	岸本 正吉	羽立 福光	越智 正男
酒井 敏一	山根 利子	佐藤 豊治	小林 義行	浅井 秀樹
飯尾 亜紀仁	小池 弓夫	坪田 清美	藤原 市子	伊藤 一治
相原 一男	沢田 富男	桐山 和郎	後藤 崇	中村 東伍
大山 弘行	石橋 千春	岸本 アイ	佐藤 克廣	田中 宣律

監査委員

土門 隆一 北嶋 富作

【欠席委員】(敬称略)

村重 節子 鈴木 日出男

【幹事会】

青野 誠	谷本 邁	大原 嘉弘	白井 俊	野 昭夫
岡林 位和	秋村 一郎	加藤 美幸	赤間 聖司	

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 松儀 倫也 佐々木 大樹 中村 裕一

【傍聴者数】 46人

## 議事日程

1	開会.....	3 頁
2	会長挨拶.....	3 頁
3	副会長挨拶（開催地）.....	5 頁
4	委員委嘱状交付及び委員の紹介.....	6 頁
5	第 2 7 次地方制度調査会中間報告の概要説明について.....	6 頁
	北海道石狩支庁地域政策部長 田中 宣律 氏.....	6 頁
	北海学園大学法学部政治学科教授 佐藤 克廣 氏.....	11 頁
6	報告事項.....	13 頁
	報告第 1 号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程 について.....	14 頁
	報告第 2 号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会専門部会の設置状況について.....	14 頁
	報告第 3 号 新市まちづくり懇話会の開催状況について.....	14 頁
	報告第 4 号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第 8 条第 2 項の規定に基づく協議書 を変更する協議書について.....	15 頁
7	協議事項.....	15 頁
	協議第 1 号 合併の方式について.....	16 頁
	協議第 2 号 新市の名称について.....	16 頁
	協議第 3 号 新市の事務所の位置について.....	16 頁
	協議第 4 号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程（案） について.....	29 頁
	協議第 5 号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会の設置について.....	30 頁
	認定第 1 号 平成 1 4 年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会決算認定について.....	32 頁
8	その他.....	33 頁
	（1） 第 3 回会議の開催日時等について.....	33 頁
9	閉会.....	34 頁

## 1. 開 会

工藤事務局長：それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を開催させていただきます。

本日の日程は、配付の会議次第のとおりでございます。

初めに、本協議会の会長の田岡克介石狩市長よりご挨拶を申し上げます。

## 2. 会長挨拶

田岡会長：皆さん、こんにちは。

大変お忙しいところ、ご参会を賜りましてありがとうございます。

この当協議会は今年の1月に設立され、既に6カ月が経過しております。この間に、御承知のとおり厚田村の議会選挙、それから石狩市議会、そして私の選挙も含めて統一地方議会選挙の年の日程等もございまして、実質的に議論というものは重ねられておりませんでした。しかし一方で、さまざまな第1回目の協議会において決定されたスケジュール等によって、その中身については表には出ておりませんが、進めさせていただいて今日を迎えることになりました。

私の所見でまことに恐縮ではございますが、この統一地方選挙あるいはその後の選挙を通じながら合併問題というものが、私たちの地域においては非常にさまざまな角度で議論がほうふつしたことは事実でございます。しかし、一方で、改めてこの問題の複雑さ、そして問題性ということを逆に認識することになりました。いかに事実が事実として伝わっていないか、あるいは思い込みがあるか、それから、やはり何と云っても情報が関係住民の思惑から、やっぱり少し遅れているのではないかなというようなことも含めて、議論が議論を呼んでおりますが、ある種の本当の意味の議論という意味には、なかなかたどっていなかったのではないかなというふうに思います。それは、一方的にそのことを批判するのではなくて、物事の熟度、段階というものがありますので、それぞれの段階において問題の喚起が行われたという意味では、非常に今回のさまざまな選挙を通じての議論として、一つの段階を上がってきているのではないかなというふうに思っております。

今回の協議会に当たりまして、全く同じことになるとは思いますが、あえてもう一度、当協議会の役割あるいはこれからすべきことについてお話をさせていただきたいと思っております。

私は、第1回合併協議会のご挨拶をさせていただいた中で、平成17年の3月31日の合併特例法の期限を座して待つという選択だけはしたくないということを明言させていただきました。合併するにしても、しないにしても、市民の皆様がそのプロセスをしっかりと見定めながら、一つの結論を出していくことが何よりも大切であるというふうに申し上げたはずですが、もちろん、合併問題の本質の中で、それぞれのまちが今後自立していけるかどうか、あるいは時代的環境を踏まえてまち自身が今後、今のままで経営できるのか、そしてさまざまな先見的洞察やあらゆる周辺の情報、知見を集約する中で将来のありようを一步一步、着実な議論を重ねていきたいのだというふうに申し上げさせていただきました。全く今もその考えは変わっておりませんし、この基本的な考え方は3首長においても基本的に考えを一つにするところであります。

そして、当協議会の中において一つの誤解を生んでしまっただけで、なかなか今後の議論も進みませんので、このことについてもあえて申し上げますが、当協議会はもとより合併そのものの決議といいますが、判断を決定する場所ではありません。したがって、ここでの議論は、あくまでも合併するとした場合には、例えば税金はこのようにしますとか、介護保険、福祉サービスはこうなりますといった一つの事務事業のあり方、あるいは将来の新市の新しい自治体の基本的な計画といいますが、まちの姿というものを一つつくり上げて、そしてそのことを、それぞれの自治体における市民、あるいは議会のご判断を仰ぐということになるわけですから、ここでは、そういう意味では一つの仮定論をつくるという場所になるものであって、決してここで決定したからイコール各自治体において、この決定が決まるのだということではないということ、

重ねて申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

また一方で、当然さまざまな形で情報の公開、それからわかりやすく、どなたが見てもわかるような情報の公開ということも積極的に展開をしていかなければならないというふうに思っております。

今回、あえてつけ加えさせていただきますと、昨今の国において、例えば、4月の末に出てきておりました国の地方制度調査会の中間報告、それから今朝の朝刊に一齐に出てきております地方分権改革推進会議の方向というのが出されてきております。これらの方向について、私も選挙の直前だったので、このところは決して曲げて理解してはいけないと思ひまして、直接総務省の方にも尋ねて、いろいろな意見交換をさせていただきました。

私たちがこの協議会をスタートするに当たって、少なくとも一つの共通の目盛りを持って議論をしたいと。一つの土台を持ちながら議論をするというふうに、私自身も考えておりましたが、その中で大きく地方交付税のあり方等を含めて、財源のあり方なども非常に今後の自立する問題についての行方を定める大きなテーマでありましたが、このことについて国自身がまだ議論の真っ最中、そしてさまざまな議論が、さらに政府においてどう意見が集約されていくかという状況を考えますときに、私たちが持っている目盛りの中の一つの大切な部分が、どうやらまだまだ流動的であると。

そのことが非常に大きな物の考え方を支配するというふうに考えますときに、私どもはこの国の動きというものを十分注目していくと同時に、単に国のあり方を批判するということは大変大切ですし、私も極めて批判的な立場で国に物を申し上げてまいりましたが、しかし批判をただけで平成17年3月31日という現実を回避することはできないと思ひますので、むしろ対案を私たちはそういう形で出し合いながら物を進めていくということも必要なことではないかというふうに改めて思っております。

それにしても、客観的な国の情勢というものを、ぜひもう一度議論の一つに据えるという意味におきまして、本日、私どもの共通委員であります田中石狩支庁地域政策部長さんから中間報告の概要説明を受けて、そしてその後、佐藤北海学園大学法学部教授のお二人から、今日的な国の動向などを含め、あるいは中間答申の内容などについてお話をさせていただいて、議論の参考に加えていきたいというふうに思っております。

本当にくだいようですが、この協議会は意思の決定場所ではなくて、一つの方向性のたたき台をつくり上げるのだということをご理解していただいて、当然ある種の支配といいますが、影響力を持っているということは否めない事実ですが、基本をずらさないで議論にご参加をしていただけたらと思っております。

また、今日は事務局がさまざまな形での議論の手順を用意させていただきました。しかし、必ず1回、中間的に一つの方向といいますが、ステップを踏んだ段階で、私はフリーな議論の時間をお約束させていただきたいと思っております。一つのスケジュールでこなしていくものとは別に、やっぱり皆さん、各委員の皆さんが一人一人ランダムなといいますが、無規則な意見というものが特に必要でないかというふうに思っておりますので、その時間を今日の後半につくることができるのか、あるいは次回にそういう自由討論時間をつくるか、いずれにしてもそういう時間は設定させていただかないと、どうも議論が、事務局が淡々と進める議論の中で終始してしまう違和感にも感じるのではないかと思ひますので、そのことだけは事前にお約束をさせていただきたいと思ひます。

以上、大体おおよそ、本日は2時間程度を一つのめどにしてありますが、大切な議論が重なってきて、議論の上に重なっているときに、そこに水をかけるような時間制限といいますが、そういうことにはとらわれるつもりはございませんが、一応おおよそのめどとして2時間程度を考えながら議論を進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上、簡単でございますが、ご挨拶にさせていただきました。

本日はどうもありがとうございました。

### 3. 副会長挨拶（開催地）

工藤事務局長：続きまして、当協議会の副会長であります開催地の牧野健一厚田村長、お願いいたします。

牧野副会長：開催地として一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さんには、大変時節柄お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、浜益を除く議員の皆さん、それから会長であります石狩市の田岡市長さん、それぞれ今回の統一地方選挙、大変厳しい戦いの中を見事たくさんのご支持を得られてご当選されましたことを、心からお喜び申し上げます。

今、会長さんの方からいろいろと、この協議会の性格を含めてお話があったわけでございます。これらについては、私も重複するかもしれませんが、本当に最近の国の動き、新聞、テレビ等を見て感ずるところでありますけれども、この分権論が出て、いわゆる自己決定、自己責任、地方の自立ということでスタートしたのが、いつのまにか市町村合併にすりかえられているなという感を強くしているところでございます。特に、昨日、今日の新聞等では、国の分権改革推進委員会の結果を見ると、本当に小さい自治体は一体どうなるのかというような危惧さえ出てくるわけでございます。

そういった中で今、この合併協議会が設置され、2回目を迎えているわけでありますけれども、正直申し上げます、厚田村におきましても、この協議会の設置について村長のいわゆる判断は早過ぎたのではないのかと、協議会の設置はまだ時期尚早ではなかったのかというご批判もあるところでございます。

ただ私が申し上げたいのは、今、田岡会長さんの方からもお話がありましたけれども、私たちはやはりこの町村合併、今のこの時期に、これを協議しないで過ごすという不利益は、どうしても避けなければならないという観点に立って、期限が定められている関係上、これをやはりテーブルにつくということで、実は田岡市長さん、そして浜益の木村村長さんと協議をした結果の中で、同じ意見に立ったということで、ひとつご理解をいただきたい。私はそういった意味で村民にも、まだこれから合併をするか、合併をしないで、あるいは単独で行くのか、これはそのまま選択の余地をここに残してあるということを、ひとつ理解をしていただきたいなというふうに思っているところでございます。

当然、私どもも心情的には合併をしないで、これまでやはり先人が汗して、ここまで築いてきたそれぞれの地域でございます。やはり合併をしないで済むものであれば、しないでこのまま行きたいというのは、本当の偽らない心情でございますけれども、やはりこういった国の情勢、先行き等を十分見きわめた中で判断をしていかざるを得ないという状況にあるということもご理解を賜りたい。

ただ、この協議会は合併前提の協議会であります。本当に1市2村が重なったときに、本当にどんな町になるかということをご協議いただく場でもございます。そういった意味で、本当に合併することによって、すばらしい、新しい町が誕生するのだというような、一つのものができればというふうに思っているところでございます。

そういったものを一つ、また私どもも村民に提示しながら、十分合併でいくか、あるいは単独でいくのか、その辺の協議を進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。本当にそれぞれの地域が、それぞれ異なった歴史や文化、これまで培ってきたところでございます。合併したとしても、やはりお互いのそういった歴史や文化を大事に残せるような、そんな町にあってほしいなというふうに思うわけでございまして、いろいろな意味で、これからまた各委員さんのお知恵等もいただかなければならないというふうに思っている次第でございます。

今日は厚田村で開催という運びでございます。次回は浜益村ということで、それぞれ持ち歩いているわけでございますけれども、またそれぞれの地域の事情も提起しながら、よりいいものにしていただければというふうに思います。

本当に意を尽くせない挨拶でございますけれども、どうかひとつよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

工藤事務局長：ありがとうございました。

#### 4．委員委嘱状交付及び委員の紹介

工藤事務局長：次に、次第4の委員委嘱状交付及び委員の紹介を行いたいと思います。

初めに、3月3日に石狩市議会議長の交代がございまして、神崎征治様が議長に就任されましたので、ご紹介いたします。

なお、委嘱状につきましては、過日会長より交付させていただいております。

次に、石狩市議会議員及び厚田村議会議員選挙が行われ、議員推薦の委員の交代がございましたので、ご紹介を兼ねまして委嘱状の交付をとり行いたいと思います。

会長がお席までお伺いいたします。厚田村の委員様から行いたいと思います。

厚田村議会議長福沢和夫様。厚田村議会議員河合英治様。厚田村議会議員成田一夫様。石狩市議会議員高田静夫様。石狩市議会議員中野文能様。石狩市議会議員池端英昭様。

次に、共通委員の石狩支庁地域政策部長も6月1日の北海道の人事異動により交代されました。

石狩支庁地域政策部長田中宣律様。

#### 5．第27次地方制度調査会中間報告の概要説明について

工藤事務局長：続きまして、次第5の第27次地方制度調査会の中間報告の概要につきまして、平成17年3月31日以降の合併の動きについて、合併特例法期限後の合併の動きにつきまして、従来の地方公共団体のあり方が大きく変わるのではないかと地域自治組織制度の創設が、国において検討されております。

この問題につきまして、本協議会においても十分検討、協議を行っていかねばならないものでありますことから、本日は共通委員であります北海道石狩支庁地域政策部長田中宣律様より、第27次地方制度調査会中間報告の概要につきまして解説をお願いしたいと思います。

田中部長、よろしくお願ひいたします。

田中部長：石狩支庁地域政策部長の田中でございます。

私から、第27次地方制度調査会が去る4月30日に取りまとめ、5月6日に小泉総理大臣に提出しました中間報告の概要について、ご説明いたします。

中間報告は「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」というタイトルで、その全文は皆様方のお手元に配付されていると思います。これは大きく分けて3つの構成となっており、2ページから13ページまでの「第1基礎的自治体のあり方」、14ページから16ページまでの「第2大都市のあり方」、そして16ページから最後の23ページまでの「第3都道府県のあり方」に分かれております。このうち、特に「第1基礎的自治体のあり方」の部分を中心に説明を進めて参りたいと考えております。

なお、あらかじめお断りしておきますが、今回の地方制度調査会の報告はあくまでも中間報告であり、今後さらに議論を重ね、11月に最終報告が行われることとなり、その最終報告に基づき制度の構築が検討されることから、今回の中間報告の内容がそのまま制度化されるとは限らない可能性もありますので、この点は御承知おきください。

では、早速、本題へ入ってまいります。

まず、資料の1をご覧ください。

市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる「合併特例法」ですが、この法律の期限は平成17年3月

31日までとなっており、期限後の平成17年4月1日以降の合併促進の流れについて、概略を表したものが資料1になります。中間報告で見ますと、8ページの3の(1)から9ページの(2)、10ページの(3)までの部分になります。

この資料1に沿って、合併特例法と新しい法律における「財政支援措置」と「合併後の住民自治」の違いについて、説明をしたいと思います。

資料1の左側に「財政支援措置」と書いてある部分をご覧ください。

現行の合併特例法では、合併をした際に、合併特例債や交付税の合併算定替の期間の延長などの支援を受けることができます。

まず、合併特例債についてですが、合併を実施する際には、合併後の市町村としての一体化や地域の衰退などの不安解消のため、様々な費用がかかります。また、合併関係市町村が将来実施したいと考えていた事業や政策などの「まちづくり」についても、新市建設計画に盛り込むことで実施が可能となりますが、これにも相当な費用がかかります。こういった合併に関連する費用について、合併後の市町村が資金を借入できる制度が合併特例債です。この合併特例債は、新市建設計画に基づく事業の経費に充てることができ、その経費の95%を発行することができます。通常の地方債の元利償還金の支払い、つまり借入金の返済については特に支援措置はありませんが、合併特例債については元利償還金の70%が普通地方交付税により戻ってくるため、借入金の返済が軽減されることとなります。

次に、合併算定替の期間の延長ですが、これは普通地方交付税の計算方法の特例のことです。地方交付税はそれぞれの市町村ごとに計算が行われますが、合併をすることにより、それまで複数の市町村で計算していたものが、一つの市町村として計算されることとなります。この場合、通常は各市町村ごとの計算の合計額よりも一つの市町村での計算額の方が小さくなります。これは、合併することにより市町村の事務が効率的に行われるとの考え方に基づくものですが、一方、合併したからといって、すぐに効率化が図られるとは限らないことから、地方交付税の額が急激に減少すると円滑な財政の運営ができなくなるおそれもあります。このため、合併算定替として、合併後10カ年度は合併がなかったものと仮定して個々の市町村ごとに算定した普通地方交付税の額の合算額が交付され、さらに5カ年度は激変緩和措置を行うことにより、地方交付税の額が急激に減少することのないようにする制度です。

ところで、今ご説明した財政支援措置は、平成11年の合併特例法の改正により拡充されたものですが、このような措置は平成17年3月31日までに合併した市町村のみ受けることができ、平成17年4月1日以降の新しい法律においてはこのような手厚い措置にはならないものと考えられます。これは、中間報告において、新しい法律では合併に関する障害を除去するための特例を中心に定めるものとされ、現行の合併特例法のような財政支援措置はとらないものとされているためです。現在、国においても財政構造改革が行われているところであり、平成14年度末の国と地方を合わせた長期債務残高が700兆円に達する見込みであることなどを考えますと、現行法のような手厚い財政支援措置が継続されるとは考えられない状況です。

なお、中間報告では財政支援措置についての経過規定を置くことの提案もしており、平成17年3月31日までに市町村が議会議決を経て知事への合併の申請を終えたものについては、合併特例法に定める財政支援措置を適用するものとしています。この場合、実際にいつまでに合併すればよいか、例えば半年先か、あるいは1年先でも良いのかなど合併の期限の問題が残りますが、この点については、今後の検討課題と伺っております。

では、次に資料1の左側に「合併後の住民自治」と書いてある部分をご覧ください。

現行の合併特例法では、合併後の住民自治を確保するため、合併前の市町村の協議により、地域の実情



に応じて「地域審議会」を置くことができるものとされています。資料には、a市とb町、c村が合併してA市となった場合についての例を載せてありますが、旧b町の区域でb地域審議会を、旧c村の区域でc地域審議会を、それぞれ設置することになります。例には書いてありませんが、旧a市の区域に地域審議会を置くことも可能です。

この「地域審議会」の役割については、後ほど資料2によりご説明しますが、一般的な例としましては、例えば新市建設計画の執行状況や変更などについて、合併後の市町村の長の諮問に応じて意見を述べることなどが考えられます。

次に平成17年4月1日以降の新しい法律の下での住民自治についてですが、中間報告によりますと、合併後の住民自治を強化する観点から「地域自治組織」を設けることができる制度を創設することとされています。なお、「地域審議会」と「地域自治組織」の違いについては、これも後ほど資料2によりご説明します。

「地域自治組織」は合併する市町村の自主的な判断により設置することができるものとされ、資料の例で見ますと、a市とb町、c村が合併してA市となった場合、旧b町の区域でb地域自治組織を、旧c村の区域でc地域自治組織を、それぞれ設置することができます。また、下の米印になりますが、旧a市の区域にも地域自治組織を置くことで、合併前の全団体が地域自治組織を設置し、包括的な基礎的自治体を形成することも可能です。

また、知事も、一定の場合に、小規模な市町村等を対象として、地域自治組織の設置による包括的な基礎的自治体を形成すべきことを勧告できるものとされています。一定の場合とはどのような状況を指すのかなど詳細は分かりませんが、考えられることは、知事が市町村に対して、旧市町村単位に地域自治組織を設置し、住民自治を確保した上で、合併をしようか、ということをお勧めすることができ、この勧めに従って自主的に合併をされる場合もあるでしょうし、いくら知事が勧めても、合併しないという判断をなさる場合も、あるものと考えられます。

さて、ここまでにご説明した部分については、市町村の自主的な判断による合併になりますが、このような合併の進め方を平成17年4月の新しい法律の施行後、一定期間、継続していくこととなります。この「一定期間」とは何年なのか、3年なのか、5年なのか、あるいはそれ以上なのかという点については、今後の検討となり、現時点では分かりません。

合併は、このように市町村の自主的な判断によるものが望ましいことは言うまでもないことですが、例えば離島などの地理的条件や財政的条件などにより関係市町村間の協議がととのわず、合併したくてもできない市町村が出てくる可能性も残されています。

この場合、中間報告では、そういった市町村が自ら北海道に対して、他の基礎的自治体の一部である地域自治組織となることを申請し、知事が関係市町村の意見を聴き、道議会の議決を経て、決定できる仕組みの検討も必要である、としております。

また、これまでご説明したような自主的合併などの様々なプロセスによっても合併できず、基礎的自治体としての十分な自治体経営の基盤を備えない市町村等が残ってしまうことも考えられます。

この場合、中間報告では、そのような市町村の組織機構を簡素化した上で、「特例的団体」とする制度の導入について、引き続き検討する必要があるものとしています。イメージとしては、資料1の一番下、左側に「特例方式」と書いてある部分ですが、正確には「事務配分特例方式」となります。これは、自立して行財政運営ができない「特例的団体」については、法令に義務づけのない自治事務、例を一つあげれば姉妹都市との友好行事などですが、このような事務や、法令に義務づけられた事務の一部、これも例を一つあげれば住民票の交付事務などですけれども、このような事務のみ処理することとなるものと考えられ

ます。一方、道は、「特例的団体」が処理する事務以外の事務を処理することになります。いずれにいたしましても、このような制度を導入するかどうかも含め、今後の検討課題としているところです。

では、続きまして、資料の2をご覧ください。

先ほど、合併後の住民自治のための制度として、「地域審議会」と「地域自治組織」について、合併促進の流れに沿ってご説明しましたが、この資料の2では、その2つの制度の違いについて比較しております。中間報告では「地域自治組織」についての記述として、11ページから13ページまでの部分、4の(1)、(2)になります。

まず、「地域自治組織」についてですが、資料の右半分の太枠で囲んでいる部分になります。御覧になってお分かりのとおり、さらに2つのタイプに分かれており、「行政区的なタイプ」と「特別地方公共団体とするタイプ」になっております。以下、それぞれの制度ごとに違いを見ていきたいと思っております。なお、これらの制度は設置することができるものとされ、言い換えれば、いずれの制度も設置しないとする 것도可能ですので、この点は誤解のないようにお願いします。

さて、根拠となる法律ですが、「地域審議会」は現行の合併特例法、「地域自治組織」は平成17年4月1日以降適用される予定の新しい法律になります。ところで、今、新しい法律については平成17年4月1日以降適用されると申しましたが、「地域自治組織」の制度を導入できる時期の問題があり、例えば平成17年4月1日以降の合併でなければならないのか、それとも合併協議において定めておけば平成17年3月31日までの合併でも導入可能なのか、という点が明らかになっておらず、今後さらに検討を進めていくものと伺っております。

次に、組織の性格ですが、「地域審議会」は合併後の市町村の附属機関であり、法人格はありません。これは基本的に合併後の市町村の長の諮問に応じて意見を述べたりするための諮問機関であることによるものです。「地域自治組織」のうち「行政区的なタイプ」については、合併後の市町村の組織の一部であり、法人格はなく、例えば政令市の区のようなものをイメージしており、行政区の長は合併後の市町村の長が任命することとしております。同じく「地域自治組織」のうち「特別地方公共団体とするタイプ」については、合併後の市町村の補助機関の地位を兼ねることができるものとされ、例えば東京都の23区のようなものをイメージしており、議決機関は公選制を原則とし、その長は議決機関の互選又は合併後の市町村の長による選任によることとしておりますことから、他の制度と異なり、法人格があります。参考までに特別地方公共団体について皆さんの身近な例で見えますと、例えば「北石狩衛生施設組合」がありますが、この組合は加入している各市町村とは別の、独立した法人格を有しております。なお、このように法人格を有するため、設置に当たっては知事の認可を必要とするなど、制度の検討を行うこととされております。

次に、事務等の考え方ですが、「地域審議会」は、一般的な例としては、資料の中にも書いてありますとおり、例えば新市建設計画の執行状況や変更などについて、合併後の市町村の長の諮問に応じて意見を述べることなどが考えられます。「地域自治組織」のうち「行政区的なタイプ」については、合併後の市町村の組織の一部として事務を分掌するものとされ、これは簡単に言いますと、合併後の市町村の長の指揮監督の下に事務処理を行うこととなるものと考えられます。同じく「地域自治組織」のうち「特別地方公共団体とするタイプ」については、合併後の市町村の事務で法令により処理が義務づけられていないもののうち、当該地域自治組織の区域に係る地域共同的な事務を処理することとされ、これは例えば旧市町村における産業まつりなどのまちづくりイベントのようなものが考えられます。このほか法令により合併後の市町村が処理することが義務づけられている事務を処理することも検討する必要があるとされております。

次に、機関についてですが、「地域審議会」については、その構成員の定数、任期、任免などの組織・運

営に関する事項は合併関係市町村の協議によって決定されることとされ、例えば、委員数は10名程度、任期は2年以内とし、合併後の市町村長が任命する、といったような例があります。「地域自治組織」のうち「行政区的なタイプ」については、「長」と「地域審議会」と「事務局」から構成されます。「長」については、合併後の市町村長が選任することとされ、選任に当たっては地域審議会の意見聴取や合併後の市町村の議会の同意を得ることも検討する必要があるとされています。この「地域審議会」については、諮問機関・付属機関とされており、その具体的な内容は明らかではありませんが、今後、委員の公選又は住民総会による選出なども検討することとされています。「事務局」については、置くことができることとされています。同じく「地域自治組織」のうち「特別地方公共団体とするタイプ」については、「執行機関」と「議決機関」と「事務局」から構成されます。「執行機関」については、「議決機関」の互選又は合併後の市町村長による選任等とすることを検討することとされています。「議決機関」については、構成員は公選とし、住民総会による選出を可能とすることも検討することとされています。「事務局」については、置くことができることとされ、その職員は合併後の市町村からの派遣又は兼務を原則とし、必要な場合には臨時職員を採用することもできるものとされています。

なお、合併特例法における「地域審議会」は、合併関係市町村の協議によって定められた一定の期間に限り設置されるものであり、先ほど事務等の考え方の部分でご説明したとおり、新市建設計画などについて意見を述べることを考えると、その計画期間である10年が一つの目安になるものとされています。これに対して「地域自治組織」は、中間報告では特に設置期間についての記述はないほか、将来は合併の有無に関わらず、一般制度としても必要な地域に任意に設置できることも検討することとしております。

次に、財源についてですが、「地域審議会」については、直接事務を執行することがないため、財源はありません。「地域自治組織」のうち「行政区的なタイプ」については、中間報告には明記されていませんが、合併後の市町村の組織の一部であることを考えますと、合併後の市町村が予算措置するものと考えられます。同じく「地域自治組織」のうち「特別地方公共団体とするタイプ」については、詳細は明らかではありませんが、原則として合併後の市町村からの移転財源によるものとされ、課税権、つまり税金を集める権限や、地方債の発行権限、つまり借入金をする権限については、認めないこととし、地方交付税についても合併後の市町村について算定し、合併後の市町村から交付されることとなります。また、予算措置された事務以外の事務を実施する場合に、何らかの住民負担を求めることができることについても検討する必要があるとされています。

いずれにしても、「地域自治組織」については、今後、国において検討する必要がある事項が多いため、詳細は新しい法律の制定による制度化の状況を見極める必要があります。

その新しい法律についてですが、総務省では平成16年1月に召集される見込みの次期通常国会での議案審議を見込んでいるとのこと。また、合併特例法の財政支援措置の経過規定などの改正については、平成15年中の臨時国会への提出も含めて検討中と伺っております。

以上、中間報告のうち基礎的自治体のあり方の部分を中心に説明を進めて参りましたが、中間報告でも結論が出ていない点が数多く、道においても現在情報収集を行っている状態です。また、制度の説明が大半となり、分かりづらいところもあったかと思われ。ご不明な点については合併協議会事務局を通じてご照会いただければ、可能な範囲でお答えしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで私からの説明を終わらせていただきます。

**工藤事務局長：**どうもありがとうございました。

続きまして、第27次地方制度調査会中間報告を受けまして、本協議会としてどのようにとらえ、どのよ

うに考えていったらよいかにつきまして、共通委員であります北海学園大学法学部政治学科教授佐藤克廣様よりお話をいただきたいと思います。

佐藤教授、お願いいたします。

**佐藤教授**：ただ今ご紹介いただきました佐藤でございます。座らせてお話をさせていただきます。

皆様、お疲れでしょうから、私の方は10分ぐらいということで、3時までに終わることにいたします。

まず、今、田中部長さんの方からございましたように、この中間報告は最終報告ではありません。言ってみればこれからどのように地方制度調査会で審議をしていくかということの概略も含めて、示されております。

したがって、今後の地方制度調査会の動向を見極めていかなければいけないというのは、先ほど部長さんのお話であったとおりでございます。

私の方は、その中でも2点だけ取り上げて、お話をしたいと思います。

一つは、地域自治組織の問題でございます。細かい制度につきましては、先ほどの説明がありましたので、重複を避けたいと思います。

それから、もう一点は、多分もっとも皆さん方がお気になさる財政の問題であります。

その2点についてお話をしてみたいと思います。

まず、第1点の地域自治組織の問題ですけれども、今、田中部長さんからお話がございましたように、実はこれよくわかりません。正直なところ何を指して、何をしようとしているのかよくわからないというのが、私の感想であります。

行政区的なタイプというのは、わかります。やや乱暴な言い方をしますと、出張所に多少毛の生えたものというのだというのはわかります。もう一つの特別地方公共団体とするタイプというのは、読めば読むほど、何を指しているのかということがよくわからないんですね。

先ほど、東京都の特別区というのを念頭において、というお話がございましたが、東京都の特別区というのは、そもそも大都会にあるものでありますし、それから、執行機関については区長の公選制度がとられております。また、都と特別区との間で、財政調整が行われるといったような点で、特別です。しかも、地方自治法をお読みななればおわかりのように、東京23区の特別区については、市とほぼ同じ機能、権限を持つということで、一部の事務を、都が直営で行うという形になっております。したがって、中間報告にある特別地方公共団体タイプの地域自治組織は、およそこの特別区とは違うものであるに違いないということがわかります。

それと、実は、中間報告をよく読みますと、地域自治組織は2種類あるんですね。といいますのは、一つは、市町村合併をした旧市町村におかれる地域自治組織というものがございます。当面の間それでいくというふうに書いてございます。

しかし、一方、例えば中間報告そのものがお手元にあると思いますが、その11ページをごらんいただきますと、地域自治組織について書いてございます。

その最初(1)に、地域自治組織については、合併の有無にかかわらず、基礎的自治体における一般制度としても必要な地域。例として、小中学校区というのが上がっております。これは、言ってみれば、その合併後の市町村とは全然違うものですね。そういう二つの種類がありまして、これが実際にどうなるかというのが、非常に見えにくいことになっております。

我々が、ここで検討しなければならないのは、合併後ということでありまして、これはあるいは皆さんご承知かと思っておりますけれども、自民党のこういった市町村合併を検討しておるプロジェクトチーム、吉川議員が会長をしておりますけれども、ここではこの地域自治組織につきまして、永久に置くということで

は、せっかく合併したのに市町村がまとまらないということもあるので、むしろ期限を区切るべきであると、地域審議会のように期限を区切るべきであるといったような議論も出ております。

ですから、本当にその法制化に当たって、どのようなことになるのかがよくわからないということであり  
ます。

2番目の財政の問題であります。先ほど、市長さんの方からお話がございましたように、いわゆる三位一  
体の改革の行方がよくわかっておりません。仮に、財政支援措置というようなものがとられたとしましても、  
いずれも先ほど説明がございましたように、地方交付税で手当てをするという話でございます。

しかし、実際の地方交付税の算定というものは、その年度年度ごとに、財務省と総務省の間で協議をして、  
地方財政計画という、いわば全体枠が決まって、その中から配分をするという仕組みになっておりますので、  
その年度によって地方交付税の枠がどのようになるのかがあらかじめ何年か先まで決まっているわけではあ  
りません。

そういう中で、先ほど田中さんの方でお出しになった表の1枚目のところがございますように、算定替え  
といっても金額が保証されるわけではありません。これはもう皆さんご承知だと思います。例えば来年合併  
が成立しますと、今年1市2村に配分されている地方交付税が合算されてずっと10年間続くというわけ  
ではないのですね。

例えば、5年後の地方財政計画に基づいた全体の地方交付税額を、その段階で配分する計算をするという  
ことです。ただし、3市村が一緒の場合ではなくて、それぞれが別々だというふうにするとうなるかとい  
う計算をして、その合算額を配分しますよと言っているだけでございます。

したがって、今の合併特例債でございますが、これも使い道を相当考えませんと、いずれにしても借  
金として積み重なっていくということです。仮に、現行のままの制度で継続されるとしても、3割分は地元  
が負担しなければいけないということになります。それが、大体20年ぐらい残るわけですね。

したがって、皆様方の議論に枠をはめるわけではございませんけれども、その使い道、例えば、この枠を  
使って、維持費に非常にお金がかかるような施設をつくったりしますと、その償還に加えて、さらにその維  
持費も負担しなければならないというようなことになっていきます。そのようなことも検討しなければなり  
ません。

しかも、今、説明がございましたように15年たちますと、一つの自治体としてしか交付税が配分されな  
いということになりますので、この辺は慎重に考慮しないといけないのではないかと思います。

それと、同じく財政に若干絡みますが、もう一度地域自治組織の中間報告という資料の方の一番右下の欄、  
ここに、地方交付税は基礎自治体について算定交付と書いてございます。中間報告にもこのように書いてご  
ざいます。これが何を意図しているのか非常にわかりにくいのですが、恐らく地域自治組織を特別地方公共  
団体としてつくっても、つくらなくても地方交付税の算定は変わりませんよというふうに言っているよう  
にも読めます。これも中間報告ですから、最終的にどうなるかはわかりません。法制化される段階でどうなる  
かわかりませんが、そのように読めなくもない。となれば、地域自治組織をつくって、それを維持運営する  
費用は交付税で見てくれるのか、見てくれないのか、これだけではよくわかりません。そういう点では非常  
にわかりづらい、今後の審議がまさに注目される状況かと思えます。

したがって、強制合併的な要素が、完全に表から消えたわけではなくて、相変わらず知事の勧告など  
による合併というのが、将来何年か先見えているような書きぶりにもなっています。かといって、そう簡単  
に地域自治組織が問題解決につながる、あるいは地域自治組織をつくれれば問題は解決できそうだというふう  
になるかどうか、これはわかりません。11月の段階で出される最終報告でどうなって、さらにそれが法制  
化される段階でどうなるかということがございます。

しかし、どうも総務省サイドは、地域自治組織については、特例法を改正して何らかの方式を入れ込もうということを考えているようにも伺っておりますが、したがって、新しい法律ではなくて、つまり2005年の4月1日以降にはなくて、もう少し早めにこの言うところの地域自治組織的なものが、法制度化される可能性もあるやに聞いておりますけれども、これもよくわかりません。

一番の問題は、その三位一体改革がどうなるかということでございますね。地方交付税全体が削られてしまいますと、幾ら特例債を地方交付税で面倒を見ますよと言っても、それ自体の財源がなくなってしまうという可能性もございます。その辺は、流動的でありますので、今、私はむしろ三位一体改革の方を少し注目したいなという段階でございます。

皆様方の議論の参考になるか、ならないか、やや心もとない議論で申しわけございませんけれども、中間報告自体が決定的なものではないということでお許しいただきたいと思っております。

若干時間をオーバーしてしまいましたけれども、私の話はこれで終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

**工藤事務局長**：大変貴重なお話、ありがとうございました。

それでは、これから会議を始めるわけでございますが、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は正副会長を含めまして委員45名中43名の出席をいただいておりますので、定足数を超過しておりますので、会議は成立いたします。

また、規約第10条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの進行につきましては会長にお願いしたいと思います。

## 6. 報告事項

**田岡議長**：それでは、会議を進めさせていただきますが、ただいま第27次地方制度調査会の中間報告のさまざまな問題点、例えば私どもが進めております合併議論のスケジュールと、この対になる法律をどう意識しながら私たちが議論をしていくのか。今年の秋にも最終答申が出されるということを意識しながら議論を、小委員会の中で恐らく議論を重ねていくことになるのではないかと考えております。

今、佐藤先生からお話がありましたように、一番私どもにとって三位一体の地方における財源の確保、あるいは地域組織における財源の行方というような問題、このお金の問題というのは極めて敏感な反応を示す問題であるだけに、この行方をきっちりこの議論の中に組み込みながら、熟度を高めていかなければならないというふうに思っております。

私自身も総務省の方に行ってまいりました。そして、ここの段階でまだ際立ってお話することが差し控えなければならないような会話もさせていただいておりますが、小委員会の中でそういった問題も含めながら、また必要とあらば総務省の担当といたしますか、所管の方に来ていただいて説明を伺うということも、必要であればそんなことも考えていかなければならないと思っております。

しかし、議論を深めるためにはどうしてもこの問題と、それから三位一体を含めた地方財源の問題というのが、これから私たちの考え方に相当大きな影響を来すということだけは、まずご理解をしていただければと思います。

それでは、今日の次第によりまして話し合いを進めさせていただきたいと思っております。

前半は報告事項でございますので、極めて淡々とした内容でございますが、後半の協議の話になりますと、極めて生々しい議論がここに提出されることとなりますので、前段の方は事務局の方の説明を中心に議事を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、報告の第1号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程につ

いて議題提起をします。

事務局から報告をいたします。

**松儀総務班長**：事務局の松儀です。よろしくお願いいたします。

報告第1号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程について、ご説明させていただきます。議案の1ページ、2ページをごらんください。

この規程は、協議会規約第19条の規定に基づきまして、協議会委員の公務災害補償等について必要な事項を定めたものでございます。学識経験者の委員の皆様が協議会活動中、または協議会会議等への出席のための移動中に生じた災害により、公務災害補償等の適用を受けようとする場合は、石狩市の規定の例により補償等を行うことを定めております。3市村長、議会議員、監査委員の公務災害補償等につきましては、各市村で行うものとしております。

また、補償等を行う場合の経費の負担につきましては、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約に関する協議書第2の第5項に基づき、3市村が均等負担するものとしております。

なお、本規程は5月1日より施行しております。

以上、報告第1号についてのご説明とさせていただきます。

**田岡議長**：ただいま報告第1号の規程について5月1日付で施行した報告がございました。

何か、この件についてご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声)

**田岡議長**：それでは、なければ承るといふことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

**田岡議長**：そのように決めさせていただきます。

次に、前回2月20日の第1回の協議会から統一地方選挙などで協議会が3カ月間開かれていなかったことから、協議会の現在までの活動状況につきまして、報告第2号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会専門部会の設置状況について、第3号 新市まちづくり懇話会の開催状況について、事務局から報告をいたします。

**中村調整班長**：事務局の中村です。よろしくお願いいたします。

報告第2号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会専門部会の設置状況について、ご説明いたします。4ページをごらんください。

第1回協議会において承認されました石狩市・厚田村・浜益村合併協議会専門部会規程に基づき、ごらんのとおり、まちづくり専門部会については3月19日、その他六つの専門部会については4月22、23日の2日間において設置いたしました。

それぞれ設置とともに第1回の会議を開催し、部会長、副部会長を互選により決定するとともに、第1回協議会において承認されました事務事業の調整方針に基づき、事務事業の具体的な調整方法の説明会も兼ねて行っております。

以上、報告第2号についてのご説明とさせていただきます。

**佐々木計画班長**：事務局の佐々木です。よろしくお願いいたします。

続きまして報告第3号 新市まちづくり懇話会の開催状況につきまして、ご報告させていただきます。お手元の資料の6ページをごらんください。

新市建設計画の策定に当たりましては、第1回協議会におきまして計画の趣旨、計画の構成、計画の期間など策定方針についてご協議、ご承認をいただいたところでございますが、この新市まちづくり懇話会につきましては、策定方針にもございまして、3市村の住民の声や意見を積極的に計画に反映していくため

の手法の一つとして企画したものです。

第一に、この懇話会の目的と位置づけにつきまして、新市建設計画の策定に先立って作成します新市将来構想につきましては、合併を検討するための基礎的な判断材料として位置づけられていることから、その作成に当たっては、初期の段階から十分に住民の声を取り入れていくこととしております。

この新市まちづくり懇話会では、3市村に暮らす住民が互いの地域をさまざまな視点で考え、3市村が仮に合併した場合の新しいまちづくりに対する自由な発想やアイデアを話し合い、その結果につきまして、新市将来構想の素案の作成にできるだけ反映していくことを目的としているものであります。

会員の選任状況につきましては、公募の結果、ごらんの36名を選任しているところでございます。

第1回目の懇話会につきましては、去る5月24日の土曜日、石狩市総合保健福祉センターにて開催しております。石狩市、厚田村、浜益村、それぞれからの参加者が均等になるよう、全体を6つのグループに分けて、自分の住むまちの自慢、合併に対する期待と不安など、会員お一人おひとりからご意見をいただいております。

懇話会につきましては、7ページの第3の(2)、今後のスケジュールにありますとおり、7月6日の最終日まで合計4回の開催を予定しております。

なお、懇話会の内容につきましては、会議内容の要旨、最終成果などにつきまして、順次ホームページや協議会ニュースにより、住民の皆さんへお知らせしていくことといたしております。

以上、新市まちづくり懇話会の開催状況につきまして、ご報告を終わります。

**田岡議長**：ただいま報告2件について、ご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声)

**田岡議長**：よろしいですか。

(「はい」の声)

**田岡議長**：それでは、ないようでございますので、報告をご了解いただきたいと思います。

次に、報告第4号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第8条第2項の規定に基づく協議書を変更する協議書についての事項を、事務局より報告させます。

**松儀総務班長**：報告第4号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第8条第2項の規定に基づく協議書を変更する協議書について、ご説明させていただきます。本日追加でお配りいたしました議案をごらんいただきたいと思います。

協議会規約第8条第2項の規定に基づく委員につきましては、平成15年1月27日、関係市村の長が協議して定めた学識経験を有する委員として、北海道石狩支庁遠藤地域政策部長に委嘱させていただいております。6月1日付の人事異動に伴いまして、委員を変更する旨の通知をいただきました。

つきましては、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第8条第2項の規定に基づく協議書第2の規定に基づきまして協議した結果、後任の田中地域政策部長に委員をお願いすることとし、同協議書に定める内容の一部を変更したものでございます。

以上、報告第4号についてのご説明をさせていただきました。

**田岡議長**：報告第4号は以上のとおりでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

## 7. 協議事項

**田岡議長**：これから協議事項に入らせていただきたいと思います。お手元に配ってございますように合併の方式、新市の名称、それから新市の事務所の位置についてでございます。

しかし、この議論につきましては、単にそのことを決めるといふより、背景にさまざまな議論の要素を持



っておりますので、1回ここで10分ほど休憩をさせていただきまして、心構えも新たに後半を進めさせていただきたいと思いますので、ただいまの中間報告などについて隣同士でぜひ議論を深めて、後半に臨んでいただこうと思います。

10分間休ませていただきます。

(休憩)

**田岡議長**：それでは、後半の協議事項に入らせていただきます。

まず、協議第1号の合併の方式並びに2号の新市の名称、3号の新市の事務所の位置について関連がございますので、3協議案を一括ご協議を願いたいと思います。

協議を開始するに当たりまして、事務局より説明をさせていただきたいと思います。

**清水事務局次長**：協議第1号から第3号についてご説明いたします。

協議第1号「合併の方式」について、協議第2号「新市の名称について」、協議第3号「新市の事務所の位置について」は、関連が深いことから一括提案とさせていただきます。これら三つは合併協議の基本的協議項目であることから、事務局による調整案は提示せず、配布の資料等を参考に委員皆様の御協議により調整内容を決定していただきたいと思いますと考えているので、よろしくお願い致します。

初めに「合併の方式」について資料を説明いたしますので、9ページを御覧下さい。

この表は、新設合併と編入合併について主な事項を比較したものであり、順次説明いたします。

(協議第1号 合併の方式)

まず「定義」についてですが、「新設合併」は、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって新たな市町村を置くことで市町村数の減少を伴うものであり、本協議会の場合では、3市村全ての自治体を一旦廃止し、その区域に新しい市を設置することとなります。

「編入合併」は、市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村数の減少を伴うものであり、本協議会の場合では、3市村のうち2つの自治体を廃止し、その区域を廃止しない1つの自治体に編入することです。

次に「法人格」ですが、「新設合併」は新市として新たな法人格が発生することとなりますが、「編入合併」は「編入する(編入を受ける)市町村の法人格が継続する」こととなります。

次に「合併市町村の名称」ですが、「新設合併」は新たな法人格となることから「新たに定める」必要がありますが、「編入合併」は「通常は(法人格が継続する)編入する(編入を受ける)市町村の名称」となります。

次に「合併市町村の事務所の位置」ですが、名称と同様に「新設合併」は新たな法人格となることから「新たに定める」必要がありますが、「編入合併」は「通常は(法人格が継続する)編入する(編入を受ける)市町村の事務所の位置」となります。

次に「市町村の長」ですが、「新設合併」では「合併関係市町村の長は、すべて失職する」こととなりますが、「編入合併」では「編入される市町村の長は失職し、編入する市町村の長は変わらない」こととなります。

次に「助役・収入役等の特別職」ですが、市町村の長と同様に「新設合併」では「特別職は全員失職する」こととなりますが、「編入合併」では「編入される市町村の特別職は失職し、編入する市町村の特別職は在任する」こととなります。

次に「一般職の職員」ですが、合併特例法により「新設合併」、「編入合併」ともに「引き続き合併市町村の職員として措置しなければならない」こととなっています。

次に「議会議員」ですが、「新設合併」では原則として「議員は全員失職し、合併市町村の法定定数によ

る新たな議員の選挙（設置選挙）をしなければなりません、定数特例と在任特例の二つの特例があり、いずれかを選ぶことができる」こととなっています。

「編入合併」では原則として「編入される市町村の議員は全員失職し、編入する市町村の議員は在任する」こととなりますが、定数特例と在任特例があり、組み合わせて適用することも可能です。

次に「農業委員会の委員」ですが、合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合に、「新設合併」では原則として「委員は全員失職する」こととなり、「編入合併」では原則として「編入される市町村の委員は全員失職し、編入する市町村の委員は在任する」こととなりますが、いずれの合併の場合にも選挙による委員について在任特例の適用が可能となっています。

次に「条例・規則」ですが、「新設合併」では「条例・規則は失効」し、合併市町村において新たに定める必要がありますが、「編入合併」では、「編入される市町村の条例・規則は失効し、編入する市町村の条例・規則が適用される」こととなります。

以上が、「新設合併」と「編入合併」の主な事項の相違点ですが、どちらかの合併方式を選択するかによっては調整内容の文案も変わり、一般的に「新設合併」の場合には「  
、  
を廃止、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。」となり、「編入合併」の場合には「  
、  
を廃止、その区域を  
に編入する編入合併とする。」となるものです。

（協議第2号 新市の名称）

次に、「新市の名称」について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。  
先にご説明したとおり、「新設合併」では、すべての市町村の法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに新市の名称を定める必要があります、この場合、旧市町村のいずれかの名称を使用することもできるものです。

「編入合併」では、編入する市町村の法人格が継続することから、編入する市町村の名称とすることが多いですが、編入する市町村の名称を変更することも可能です。

調整内容の文案例としては、「新市の名称は「  
市」とする。」となるのが一般的です。

（協議第3号 新市の事務所の位置）

次に、「新市の事務所の位置」について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

「新設合併」の場合には、「新市の名称」と同様にすべての市町村の法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに「新市の事務所の位置」を定める必要があります、この場合、旧市町村のいずれかの事務所の位置とする場合がほとんどです。

「編入合併」では、編入する市町村の法人格が継続することから、編入する市町村の事務所の位置とすることがほとんどです。

また、新設、編入に関わりなく、事務所の位置を旧市町村の事務所の位置と異なる場所に定めることも可能ですが、合併実施までに建物等の確保を図る必要があります、新たに建設する場合には相当の期間と費用を要することから、慎重な検討が必要となります。

現在の、3市村の事務所の状況は14ページの表のとおりであり、調整内容の文案例としては「新市の事務所の位置は、現  
の位置とする。」が一般的です。

以上、協議第1号から第3号まで一括して説明させていただきましたが、最後に資料2を御覧ください。

これは、最近の合併市町村における合併の方式、名称、事務所の位置を取りまとめたものであり、御協議の参考としていただきたいと思います。

**田岡議長**：以上、3件について事務局から説明をさせていただきました。ご質問、ご意見等ございましたら、協議を始めたいと思います。

いきなり入るといふ前に、どうもこの辺がよくわからないというところがあったら、まずその辺から、ご質問がありましたら承りたいと思います。

いきなり大変重いテーマで、さて皆さんご意見をといっても、隣は何を考えているかという意味も含めて、なかなか話のきっかけができないと思います。事務局も実は事務局案というものを本来ご提示して、それに対する意見の議論が進めることというのも一つの方式として考えたのですが、ここのところは非常にこれからの協議会全体に進めるに当たって、さまざまな議論の基本的な議論が出てくるであろうということから、あえて例えば1号議案についても四角のところを真っ白な議案といいますか、させていただいたというのも私どもにとりまして、本当の意味でのここの議論が、白紙の段階から始めた方がいいのだろうというふうに考えた結果であります。

したがって、編入にするのか、新市をつくるのか、こういったものについてご忌憚のないご意見をいただければというふうに思います。長原さん、どうぞ。

**長原委員**：協議第2号の協議項目、新市の名称3になっていますが、2は何ですか。2がないのですが。

**清水事務局次長**：ここの番号について、ご説明いたします。

その番号につきましては協議項目、第1回目の合併協議会でご承認いただきました26の協議項目、その番号となっております。

2につきましては、合併の期日となっております、これにつきましては全体の流れから、今は上げるべきではないのではないかと事務局の方で判断しまして、飛ばして1の合併の方式、3の新市の名称、4の新市の事務所の位置、これを今回の議題とさせていただきました。

以上です。

**長原委員**：関連して、引き続き質問してよろしいですか。

**田岡議長**：はい。

**長原委員**：協議そのものに入る前に、まず一点お尋ねをしたいと思うのですが、今日の時点で、まず合併協議会、今日2回目でございます、ある意味で冒頭の協議という中で、いきなり合併の方式と、ないしは新市の名称ということの議題を提案されたその流れ、こういう設定をされた流れというのは、一体どこに意図があるのか、まずそのことについてご説明をいただいております。

**清水事務局次長**：ご説明いたします。

先ほども簡単にご説明した中に、合併協議会としてのこの項目というのは基本的事項でございます。第1回目の合併協議会においても、基本的事項として5項目ご了承いただいております。ほかの合併協議会の事例を見させていただきましても、基本的項目が一番大事であり、一番議論を重ねているところでございまして、スタートの時点から、それをどうしていくのか、そこのところを詰めていくと、こういう議論がまさに合併議論そのものとしましてふさわしく、また用意ドンからやっていくところがほとんどでございますので、私どもの合併協議会としましても、まず基本的な事項、これをどうするかということを決めて、皆様が協議いただければと考えて提案させていただいております。

**長原委員**：ただいまご説明ございましたが、私の意見はちょっと違うのではないのかなという気がします。

まず第1に今回の合併協議会、開催されるに当たって、これは多くの市民の皆さんも今日の議題ということをご公示をされておりますので、たくさんの方のご意見をいただきましたが、大方の感想としては、合併協議会の入り口の議論として、いきなり合併の方式、新市の名称、事務所の位置の決定というのは少し違うのではないかと、おかしいのではないかと。もしそういうことが協議で、もし仮に決定されるとするならば、それは何かイメージとすれば合併そのものが、ほとんど方向性として決まったというようなイメージにも映ると。

それよりも今、本当に多くの住民の皆さんが、この合併協議会に期待も、また知りたがっていることと

というのは、合併することによってどんなメリット、ないしはどんなデメリットがあるのかと、そういうことの情報に先にごんごん欲しいと。その情報の積み重ねの上に物を考えていきたいと、これが多くの住民、石狩市民、厚田、浜益の村民の皆さん含めて、全体としての住民の皆さんのご意向でなかるうかと、私は受けとめてきたところでございます、今日このわずか、予定時間からいいますと4時までということですから、15分の中でこのことを協議し決定をすると、そのこと自体に大変無理があるのではないかと。

提案されていることを、ここについて私はそれぞれに意見は持ってまいりましたけれども、その意見を言う前に、まず進め方としての大変無理があるということ、まず申し上げたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**田岡議長**：このことについて何か、ほかの委員さんの中でご意見ございませんでしょうか。

当協議会は、委員さんに対して私がお答えするという説明の仕方よりは、さまざまな議論を起こしながら全体の討議を高めていきたいというふうに思っております。もとより質問の中において、私において答えるべきことがある場合はお答えします。例えばメリット、デメリットの議論を先に高めるべきだという質問などについても、そのたびにおいて私どもの意見なども言わせていただきたいと思います。基本的に協議会の場でありますので、それらに対していろいろなご意見がございましたら承りたいと思いますが、どうぞ。

**堀委員**：石狩の堀と言います。

私はこの協議会というのは、市民の人たちが本当に合併をすることがいいのかどうかという資料を作成する場だというふうに感じています。ですから、この合併の方式について新設にするのか、編入にするのかという話し合いで、それを決めなければ次の段階に進めないということがありますので、そのことに関しては異論はありません。ただ、新市の名称というところについては、この合併が本当にあるのかないのかというところで、市民意見がどうなのかということを確認していく必要があるのだというふうに感じています。

それで、この協議会に入っていく中で、本当に市民の人たちが判断する材料として協議していくということなので、この合併の方式について今の私の考え方としては、前回のときにも資料として配付されていましたが、負担金とかというのは本当に3市村で同じ負担額を出しているというところでは、編入ではなくて新設で考えていく必要があるのではないかと感じています。

**田岡議長**：ちょっと言葉尻をとらえて恐縮なのですが、メリット、デメリットを表示するという点においても、おのずから限界があると思います。いろいろなケースにおいて考えられるわけですが、一つの一定の方式としてどういう考え方の中でまとめていくかという議論の中に、そのメリットやデメリットというのが、おのずからほうふつされて、いろいろな議論がここに出てくると思いますので、何をまとめるべきかということ、それを頭から否定されて、それでは何を議論するのですかという対案をもう一回考えてみるというより、その中でデメリットやメリットという議論を、大いにここでされたらいかがかなというふうに思っておりますが、これはあくまでも会長としてよりは進行役としての一つの考え方ですけれども、いかがでしょうか。また、ほかにご意見ございましたら、もうほとんど制限のない話し合いの方がむしろいいと思いますので、ご忌憚のない意見を各自、言っていただければと思います。どうぞ。

**池端委員**：石狩市議会議員の池端と申します。

まず、この関連3点についての協議事項、合併の方式、名称そして事務所の位置に関して、一つ私の所感で申しわけございませんが提案させていただきたいと思っております。

まず、合併の方式は新設、編入それぞれの条件をかんがみても、これは石狩市として法人を持っている石狩市への編入というような方式をとった方がよろしいかと思っております。

また、新市においてもです。新市名称においても、この新設と編入、これを両方で照らし合わせても編入合併という形の方がよろしいかと。

そして、事務所の所在地におきましても札幌圏の新市として考えれば、石狩市のこの所在地を事務所と置いた方がよろしいかと、考え方的一端をちょっと述べさせていただきます。

**田岡議長**：もし差し支えなかったら、なぜ石狩市の編入がいいかという議論の背景を、お話をしていただければよろしいのですが。

**池端委員**：まず合併の方式についてですが、新設となると非常に事務的なエネルギーというか、そういうものが発生してくるのは、これを見ても、この書類を見ても相当数のエネルギーが要するのではないかなというふうに考えます。

そして、その法人格を有するという部分で、厚田村、浜益村にもそれぞれ、ごめんなさい、ちょっとこれ認識不足なのですが、法人格はあるのですよね。

**田岡議長**：あります。

**池端委員**：ありますよね。人口規模、都市の規模からいって全部を統合し、何かの基盤がないと恐らく非常に厳しいのかなと。それが安直な短絡的な考えというわけではなく、石狩市として5万6,000人のまちを運営してきたこの地方公共団体が、そこに編入をされ、その条例も含めて、それにのっていった方が市民も混乱を最小限に免れるというような考え方から、まず合併の方式については編入という手法を述べさせていただきます。

**田岡議長**：今お話がありました、どうでしょうか。厚田、浜益という、こういう使い分けちょっと恐縮です。他の委員におきまして、いや、そうではないのではないかという意見がございましたら承りたいと思うのですが。

先ほども言いましたように、4時をおおむねめどと言いましたが、議論の何と申しますか、今日はこんなところでという雰囲気をつかませていただきますので、余り時間にはこだわらないで進めたいと思っております。

また、必ずしも今日結論を出そうという司会ぶりをやろうとも思っておりません。どうぞ。

**大山委員**：浜益村商工会長の大山と申します。

実は、浜益村では今回のこの会議に出席に当たりまして、事前に説明会、打ち合わせをやってきております。その話し合いの中では今、先ほど来の意見にもありましたように、そういう意見もたくさん出ました。

しかしながら、私ども浜益村と厚田さんは同じような立場に、もし編入されるとなればなりますので、厚田さんの意見とかも聞かないうちに浜益村のあれを決定するのはどうかというような意見がありまして、話し合いの中で推移を見ながら、私ども浜益村としては、やはり名称とか事務所の位置とか、それから編入合併とかということよりも、一番にやっぱり考えているのは、住民の公共福祉をいかにして維持するか、そしてまちの発展をどう図っていくかということが一番関心事でございまして、しかしながら、自分たちの希望するそういう住民福祉の向上が図れないような、あるいはまちの発展につながらないような協議であれば、今日提案されている3点につきましても、いろいろまだ問題が発生してくるのかなと、そういうようなことで、とりあえず事前の協議の打ち合わせの中では、今日は結論は出さないで、厚田さんの考えもよく聞いた上で、それから結論はその後でいいのではないかと、そういうような話し合いの内容になっております。

**田岡議長**：はい、わかりました。厚田村、浜益村という言い方、本当にあれですけども、ご意見ございませんか。どうぞ。

**成田委員**：厚田村の成田でございます。

座ったままでお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、この合併問題の合併の方式ということでございますけれども、私は申し上げたいのは、やはり先ほど池端さんでしたか、法人格が厚田村はあるのかな、厚田村なのか浜益村なのか、ちょっと聞いていませんでしたけれども、法人格があるのかなという、そんな

話もありましたけれども、当然この法人格というのは持っているもので、この問題については大小に、人口すべてにおいて大小にかかわらず一つの法人格を持っているということの中では対等であると、そんな意味からも新設で、これは臨むべきではないのかなと、こんなふうに考えております。

そしてまた、今の大山さんの方から厚田の動向を見ながらというお話がございましたけれども、これは相手方のことは余り考える必要がないといえば失礼な話になりますけれども、やはり厚田は厚田、浜益は浜益、どんな体制でいくのがベストであるかという、その部分を話した方が私はもっと深い議論が交わされるのではないのかなと、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

**田岡議長**：そのほかご意見ございませんか。どうぞ。

**小池委員**：石狩の小池でございます。

この案というか議案が、いきなり届けられたときに、おいおいおいおい、こんなことから始めていいのかなというような気がしたのが正直なところなのです。

それはともかくとして、私の考えとしては、これは当然のことながら対等合併だと思うのです。そうでないと、例えば人口の問題だとか、それぞれの村の、あるいは市の財政規模から考えて、どうしても大きい方に引っ張られていくだろうと思う。そうすると、引っ張られる側の住民感情というのは、なかなかこれは納得がいきそうでいかない部分があるのではないかなというふうな気がいたします。

したがって、先ほど来からお話がありますように、これは新設合併で対等でなければいけないと思います。そうでなかったら、私、石狩に住んでおりますから、どうしても地域感情から考えれば、いや、これは当然石狩市になるだろう。あるいは現在の所在地を石狩市役所になるであろう。そういったことが当然考えるのですが、今お話がありますように厚田の方あるいは浜益の皆さんが編入だというなら納得できないという人が、なかなか根強いものがあるのではないかな、そんな気がしてなりません。

対等合併だからと何も石狩の人たちが、それはおかしいとクレームをつけるような問題では、私はないと思いますが、いかがでございましょうか。

**田岡議長**：大分議論が出てまいりましたけれども、そのほかにご覧いただけますか。どうぞ。

**加納委員**：石狩市の加納です。

私も今日の入った段階で、この大きな問題三つを、今日は決めることにはならないというお話もありましたので、もうちょっと時間かけるべきだなと思ってますし、それから皆さんはいろいろな方法だとか、いろいろな状況を見ながら、どのような絵柄になっていくのかなということ、やっぱり皆さん大変気にされていると思うのです。そういう中で例えば新設になった場合のパターンと、それから編入になった場合のパターンだとかということも一つシミュレーションとして、やっぱり出していくべきではないのかなと思うのです。これだけの書類だけで新設だとか編入だとかということを決めること自体が、大変無理があるように思うのです。

ですから少なくとも、これから時間かけてやるわけですから、まずはその辺のパターンをある程度出せる範囲の中で出してやっていくべきでないかなと。そうしていかないと、最初の段階からもう何か決められたような状況の中で進めていかなければならないというような形になりますので、もうちょっとこれに行く前の段階の部分についての話し合いがしっかり持てるような状況をつくっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**田岡議長**：今また新しいパターンの、いろいろなパターンを検討のテーブルに上げるべきだというご意見が出ました。

これについては非常に言うは易しい。しかし、なかなか面倒な点があるというのは、一方で大変多くのボリュームを必要とすると。ですから、各種のパターンごとにすべての同等のボリュームの検証をするという

のは現実、物理的な問題も含めて、そういう意味においても2パターンというのは事務量が倍になるということも含めたうえで、ご議論を進めていただければと思いますが。

くどいようですが、私からそのことについてご意見の反応をいただきたいという場面ではなくて、いろいろな議論が重なって、その中でどう集約していくかという場所であるというふうに、まさに議会とは違うということを事前にもう一回確認させていただきたいと思います。ぜひご意見、出してください。

**飯尾委員**：石狩市の飯尾でございます。

私は、この合併問題というのは、三つの地域の住民が一つの意識のもとに新しい地域を創造していくのだと。地域分権時代に対応した地域主権が実現されるような新しい地域を創造していくのだというふうにとらえております。そういう運動であるにとらえている中で、三つの地域の住民が意識を一つにすることから、やはり私は精神の上では対等合併だというふうに思っております。

ただ、先ほど池端さんの方から言われましたように、いろいろな事務的な手間が莫大であると。そういうことを考えれば、大変2村の皆様には申しわけございませんけれども、編入ということが妥当なのかなというふうに考えております。

また、ただ編入であっても名称に関しては、やはり新しい地域を創造していくという意味からも、名称は変更すべきであるというふうに私は考えております。

以上でございます。

**田岡議長**：そうすると、大体その中身の議論を編入すべきなのか、新設にすべきかという議論をすることの深みをさらに進めるかということと、入り口論として、この問題をこのテーブルに、最初の段階に上げることについていかがかということに大体、議論の方向というのがあるのではないかとというふうに思っております。

それで、私は議論の入り口が必ずないと、その次のステップに上がれないという意味におきましては、この三つの出てきた問題について、これを後回しにする、あるいは逆にここから議論を始めようではないかと。先ほど長原委員からデメリット、メリット論をこのテーブルに上げるべきでないかといったときに、そのデメリット論やメリット論を上げるための一つのたたき案をつくるのに当たって、編入にするのか新設にするかという手法を二つともやるべきだ、いや、どちらかでやるべきだということとどまってしまうのは、メリットもデメリットも議論は出てこないと思うのですね。いわゆるたたき案ができ上がってこないというふうに考えます。

先ほど冒頭、一番先に言いましたように、自由闊達な議論というのは次の段階でぜひ、いろいろな意見を交換させていただければなと思うのですが、まずこの最初のテーブルにこの問題を上げるということについて、皆さんのご意見を承りたいと思うのですが、いかがでしょうかね。

私は少なくとも、この議論を超えないとメリット論、デメリット論の具体的な議論がかかわらなくて、みんなの思いだけをお話することになってしまうのではないかとというふうに思いますので、あるいは長原さん、対案ございますか。

**長原委員**：ただいま編入か新設かということで、その後の住民生活にかかわるような問題についてのメリット、デメリット論が二つ変わってくるという会長さんのお話ですが、必ずしもそうではないのではないかと私は思います。

つまり、先ほど浜益の方からもちょっとご意見がございましたように、市民が今、一番先に必要としている情報ということについていえば、住民福祉ないしは公共負担等にかかわる変化がどうなるのかなと、これをまず一番市民の皆さん気にしていると私は受けとめています。

そういう意味で、幾つかの部会がありますが、この部会が既に進行しているようでありますので、それら

の行財政専門部会、住民福祉部会等の一定の進行状況等を具体的に報告していただき、それらをまず素材に上げて議論していくということは新設、編入にかかわらず十分に可能ではないかと、議論の進め方として可能ではないかと、私はそのように思います。

以上です。

**田岡議長**：事務局、いわゆる今、長原さんが言ったような手法において、事務的な検討を進めるに当たって編入の形を決めないで、おのずから私は限界あると思うのですが、その辺について、実際事務を進めるに当たってどういった支障があるのか、あるいはそこを超えないと、どうしても事務的に詰まっていけないのかどうか、ちょっと説明を願いたいと思います。

**工藤事務局長**：ご説明いたします。

合併の方式が決まらない状況で事務事業の調整というのは、現在今、専門部会で行政方が個々について検討してございます。

それにつきましては、基本的なシステムというのですか、今やっている福祉のサービスの全件を見直して、例えば石狩市の福祉サービスが10あったら、厚田に5、浜益が2ですとか、そういう状況を把握しまして、どれを採用していくかという検討をしています。それを事務的に素案づくりを今やっております。

合併の方式が決まらない場合については、基本的に原則として一番いい方式というのですか、住民サービスに低下を起ささないような方式をとれば、それは一番安易な方法であり簡単であります。それに伴いまして財政負担というのは大幅に変わってくるおそれがあるということで、その詳細検討を今している段階でございます。合併の方式が決まらないからといって、その事務事業の作業というのは遅れることはないと思いますが、後で提案させていただきます議会議員の定数とか、農業委員さんの定数の関係とかというのは、合併の方式が決まらなると、その取り扱いについては当然方式が、パターンがございます。新設で議会議員では3パターン、編入では5パターンがあります。それを全部の部分で両方検討していかなければならないということは、合併の方式が決まらなると議会議員さんの扱いというのは、ずっと決まっていけないということになります。

だから、基本項目として一番最初に合併の方式を決めていただいた方が、作業として非常にスムーズに行くのではないかと考えてございます。あくまでも合併協定書にのる項目として二通り、2パターンしかございません。編入か新設かと、どちらかを選んで、それを合併協議会として合併協定書を作成し、それを住民の皆さんに判断を仰ぐということでございますので、その2パターンのうち、どちらかを選ばれるかというのを決めていただければと。

今回この場で決めていただくということではございませんが、そんなにずるずると引っ張られるということ失礼でございますけれども、長く伸びればその他に、決まらないことによって、ほかの議論が遅れるということにございます。それが17年3月31日の合併特例法の期日まで間に合わないということにならないようにしていただければ、どの方法をとられても可能だと、このように考えております。

以上です。

**田岡議長**：例えばまちの位置を決めないで、市役所も場所が決まらないで、新市まちづくりの基本論議というのは深まりますかね。

**清水事務局長**：不可能だと思います。

それと、ちょっとつけ加えさせていただきますと、新市と編入の差では、新市となりますと三つの団体の内容を全部かみ砕いた中で、事務的一元化をするに当たっても一から組み立て直すという観点からやっていくのが、まず第一のポイントとなります。編入となると、どこかを基点として物を考えていくということで、事務作業としては進めやすいというのも事実でございます。



このような中にどれだけのボリューム差があるのかといいますと、何分にもまだそこまでの具体的な差はお示しするものまで至っていないのが現状ですけれども、差はあることは事実でございます。

**田岡議長**：名称の変更についてはどうですか。作業的に名称を決めないと、作業が進まないということはありませんか。

**清水事務局次長**：現在のところ名称を後にするという形について、それほどの支障は生じないのではないかと考えております。

**田岡議長**：会長が質問して変ですけれども、何かございませんか、あと。

恐らく、たくさん疑問あると思うのですよ。どうぞ。

**坪田委員**：すごく疑問だらけなのですけれども、私、一般からの委員なので、この合併協議会というところに入りましたよといったときに、周りの人たちは合併をするのか、しないのか。今は何か、例えば新設なのか編入なのか、二つに一つですというようなご説明ありましたが、しないときの、しなかったらどうなるということの情報というのは全然ないような、ここに何か違和感があるのですよ。だから、やるとしたらどっちだ、やるとしたら何という名前なのだ、やるとしたらどこに役所にするのだというふうに、ぱーんと入られるから、何かこう、エツとなるのですよね。

一般の委員としては、合併したらという意見交換ももちろん大事なのですけれども、やらなかったら、例えば石狩市はこのままなのかもしれないですけれども、厚田さんや浜益さんは、やらなかったらどうなっていくのだ。だから、やった方がいいのだろうか、やらない方がいいのだろうかというあたりが、まず知りたいところというか、まず協議会に参加して私の協議会の目的というか、それなのですけれども、やらなかったらという議案が全く最初からないのですよね。というふうに感じるのは私だけなのかなと思うのですよ。

**田岡議長**：いや、そんなことはないのです。恐らく、そういう思いの人もいると思うのですよ。

それで、実は今のような疑問といいますか、入り口論議の本当に一人一人の委員さんの思いというのはあると思いますので、実はスケジュールの中にその箇所づけといいますか、それをこなす場面も想定していなかったのですが、やっぱり先ほど挨拶の中で言わせていただいたように、どうもそここのところ1回くぐった方がいいのではないのかと。それは、この当協議会の基本議論は何回もご案内させていただいておりますように、合併するとしたらどういうモデル式をつくるのかと。そして、その一つのモデル式をつくったら、各自治体において、それについてのご判断を願う判断材料をつくるのだということですから、ある種の合併を前提にしたと言われても、そういう何というのですかね、誤解といいますか、ここであたかも合併が決まったかごとく、合併を決めるかごとく判断されるおそれがある進め方なのです。合併のモデル式をつくるという議論に、皆さんに参加してもらっているわけですから、合併が反対だという委員さんもたくさんおいでになると思いますので、その委員さん方のたまっているものを1回議論してみようというのが次回の予定にさせてもらったのです。

ですから、今日はスケジュールによって合併モデルをつくるとしたらどういう方式でやるのだと、市民に是非を問うための前向きといいますか、一つのモデル案をつくっていく議論を進めさせていただければと。そして、さまざまな意見は意見として別の時間をとりたいというふうに思っておりますが、このことについてご意見があったら、また進めさせていただきたいと思いますが、その前に、ぜひこの入り口論として、この話をどう扱うかというところは決めてかからないと、編入か新設かという問題は次回に先送りしたとしても、この問題をテーブルからおろしてしまうと、そもそも論から始めようというのは当合併協議会のルールからして、そのことについてはもう既に性格を合意の上で参加してもらっていると。しかし、発言を封鎖するものではありませんから、そういう発言の場所はお約束させていただくということなのですけれども、わかりづらいですかね、言っていること。はい、どうぞ。

**加納委員**：だから、この表現だけでは、現実にはやっぱりなかなか理解得られないと思うのですよ。ですから、新設の場合はこういうパターンなのだよ、編入の場合はこうですよということの一つのそういう足がかり的なものがないと、この表を見ているだけで新設なのか編入なのか、どっちがいいのかなということの判断が、ここにいる皆さんができるのであればいいけれども、私はできません。

ですから、そういう意味で少なくとも、何パターンもあるというのだったら別ですけれども、これ二つしかないわけですから、その合併のできるかできないか含めてのことの検討をしていく協議会ですから、少なくとも細かいことまで余り出せないにしても、新設の場合ではこういう状況になっていきますよと、編入についてはこういうことになっていきますよというあらあなものがやっぱり示されないと、ここでそういう皆さんが理解していく、また判断していくということについては、これだけではやっぱり判断不足というか、材料不足だと思うのですけれども、それでもこのどっちかを選んでやらなければならないということになってくると。

**田岡議長**：私は合併の方式について、今ここで結論を今日、出そうとは正直思っておりません。ただ、今このテーブルにこの問題を上げることがどうかということとの議論をちょっと深めさせていただければと思うのです。

そしてその上で、もしやっぱりテーブルの入り口論としてやるのだといったときに判断するにはもう少し次なる議論を重ねていく必要があるのではないかとか、あるいは事務的な検証を重ねた結果、それを土台に上げて編入にするのか、新設にするかという議論をやりましょうと、ちょっと二つに分けさせていただければと思うのですけれども、1回おろしてしまつて次、仮におろすとすると次は何をやることになるのですか。この協議1、2、3を外してしまつたら。小委員会か、あるいは専門委員会の中で、ある種の議論を重ねていくことになるのですかね。

ちょっと待ってください、今。はい、わかりました。小林さん、どうぞ。

**小林委員**：いいですか。

**田岡議長**：はい、結構です。

**小林委員**：僕は歴史的なそういう過程を大事にしなればいけないと思っているのですよ。明治維新のときに廃藩置県というのがありましたでしょう。そこで藩を廃して県を置いたのだよ。それは、その村というものは地形に合わせてつくったものだよ。だから、長野県の村たるや大変なものですよ、あれは。

それで、今度はいよいよ昭和の合併がございましたでしょう。終戦後だよ。余りにも小さいから、自治体はもう少し大きくしてまとめようと、こういうことになりましたでしょう、昭和の合併。終戦後だ。

そうして、私は常に思っているのは、常に社会は動いているという事実だよ。では、現実はどうだと、社会は動いたのではないか。都市化してしまつたのではないか。全部都市に集中したのではないか。札幌を見なさいよ、170万でないか。そうしたら、ほかは過疎が進んだのではないかと。そうしたら、常に動いているわけだから、その町村はどんどん過疎が進んでいくのではないかと。これは時代の流れだよ。

ここでやっぱり現実認識に立って、私たちは本当の意味での自己決定で、そして本当に自治をやっぱりつくっていかねばいけない。そこには、やはり編入だとか、やはり新設だとか、そういうけちくさいのが当たらないよ、大体。デメリットもメリットもこんなのはあるよ、何百年も続いたのだもの。しかし過疎は進んだ、サケはとれているか。ニシンはとれなくなった。漁業だって変わったでしょう。その流れを住民は本当に現実認識の上に立って厳しくして、そしてみんなで豊かな地域をつくっていかうやと。石狩湾をめぐるここで手を握り合つて、みんなで作っていかうやと。だから石狩市が、やっぱり編入だとかと、そういう考え方は当たらないよ。

私は社会福祉協議会の会長をやっておりますが、さて、そこでもって合併になったときに、それぞれ皆様

方、文化を持っているでしょう、生活文化を。厚田にしても浜益にしても生活文化を持っているのだから、それを十把一からげになんかできるわけないでしょう、こんなこと。そして、それぞれの文化を認め合って、ともに手を取り合って豊かな地域をつくっていくと。だから、足元だけ見て手前勝手なことを言っていたら、それは滅びるよ。だと思ふ。

**田岡議長**：どうぞ。

**佐藤委員**：もうちょっとしゃべらせて。石狩でこの間選挙あったのだけれども、石狩の一部分は札幌と合併した方がいいと言っているのですよ。これも見過ごすわけにはいかないのですよ。

結果的にいうと、厚田も浜益もやっぱり石狩と合併するには、それなりの条件がなかったら合併できないというのが本音だと思うの。それはそれで、やっぱりみんな協議すればいいことなのだけれども、石狩も札幌と合併した方が今、小林さんが言うように、その方がいいという方々も相当いらっしゃる。そこを皆さんで考えよう。どうやったらいいかということ。

だから福祉の問題一番先に今、浜益から申し上げられたけれども、そのとおりだと思うし、厚田さんだって、やっぱりこのことはもう一番先だと思うし、先ほど牧野村長さんが合併したくないのだけれども、しなければならぬのだよというお話あったけれども、あれ本音だと思うのですよ。

だったら今、小林さんがおっしゃるように、今日のこの三つの問題は、私建築屋なのだけれども、土台のないのに上棟式やろうやと言っているようなもので、これちょっと市長、これ間違っているよ、これやっぱり。我々も20数名石狩から出たけれども、まだ本当の話、石狩だけでしたことないでしょう。これをまずやって、本当に合併した方がいいのか悪いのかを、ちょっと時間ください。

それをやらないで、いきなり新市にしますの、どっちが主導権とりますのといったら、これけんかの種つくっているようなものだと思うから、もうちょっと時間ください。石狩は石狩、浜益は浜益、厚田は厚田で、今の小林さんのおっしゃるように時代変わっているのだから、どうしようという、そここのところをもっと詰めて、50、50の物の考え方を持ちながら、おれは70だと言ってきたらだめよ、これ。50、50の立場をきちっと持って、そしてこの会場に集まっていたかないと、けんかの種、何ぼやっていたっておさまりっこないから、私はさっき、いろいろ考えた。これ三つ集めたら、どの名前にするのという、さっきのやつ見たらいろいろな名前もあるけれども、五つ集まれば新しい名前つけるのもおもしろいだろうし、みんながその気になるからいいだろうと思うけれども、やっぱり先代のいろいろな御苦労を考えれば、石狩支庁もあり、石狩管内ということもあり、やっぱり石狩は市になっているということもあるから、だから先ほど言う議員さんの話もまんざらではないと思うけれども、それにはそれなりのやっぱり色づけをしてもらわないと、各市町村は納得しないでいこうと、そういうことを含めて、その地区、地区でもう一回検討会をやって、それからこの協議会に入っていたらばきつといい答えが出るのではないかなと、そんなふうに思いまして提案します。

終わりです。

**田岡議長**：はい、どうぞ。

**石橋委員**：浜益の石橋です。

確実な情報ではないのですけれども、マスコミ等で聞きますと、市村の中で一番人口の多い石狩さんの大半の方々が合併に反対しているというふうに聞いております。特に何か札幌市と合併したいとかというような話も聞いております。私どもも合併したくてお願いしていますと言っているわけでもなくて、国からの指示によって合併せよということであって、石狩さんがそうであれば、あえて合併したくないのだから浜益も、恐らく厚田さんもそうだと思うけれども、合併はしたくないと、こうなってくるのだと思います。

それでも国の方針でやらなければならないとすれば、もう少し住民の声を聞いた合併の仕方をしなければ

ならないと思うし、先ほど事務方の方から事務レベルでは、この1号、2号、3号議案をきっちり決めないと事務がはかどらないというようなことでありましたけれども、事務レベルの合併ではなくて地域住民のための合併であるということを念頭に置いて、もう少し住民の方々からいろいろな意見を聞いた上で、この1号、2号、3号議案について検討してみてもいいのではないかなと、こう思います。

以上です。

**田岡議長**：そうですね。私は、住民の皆さんに正確な情報を提供してご判断をいただくために合併協議会の検討というものはあるわけで、合併協議会の中で一つの試案さえ示せないとしたら、住民に一体何を判断の材料にしてもらうのでしょうか。私は少なくとも住民が好きか嫌いかを判断してもらう、そんな簡単な問題だとは思っていません。

したがって、今日も27次地方制度調査会のさまざまな情報、国がまだ流動的ですよということと、それから今ここでさまざまな議論を重ねて、それを住民の皆さんに聞いてもらうということも、やはり大変必要なことですし、それから合併協議会というのは、市民の皆さんにご判断を願うための一つのプランをつくる場でもあるわけですから、聞くのが先というのも議論としてそのことを決して否定しません。必要であれば当然、当協議会においてさまざまな住民との会話というのも必要だと思いますが、一定の協議会ルールをつくって話し合いを前進させていかなければ、皆さんのご意見を聞く場は別な時間にとりますので、こういう進め方がやっぱりまずいよ、市長と。

合併協議会の否定論にもつながりかねない基本議論というのは、ちょっと1回置かせていただきまして、やっぱりここでこの方式、事務局あるいは会長もう一回戻して、両方に軍配を上げることなく平安でやったときにどういう問題が起きるか、もうちょっと次回説明してくれというような話でありますならば、私としても仮に両論併記の進め方というものをしたときに、こういう道筋をたどる、あるいはこの段階においては、もうこの議論はこの答えを出さない限り前に進まないことになるだろうという一つの何というか、過程論をご説明させていただいて、次回何とか進め方の入り口論を交通整理させていただきたいと思っております。

その提案を1回お聞き願ひまして、その上で合併論の議論を今ここで結論出さないで、もう少し様子を見ながらするのか、それともやっぱりどうしてもこここのところで、入り口で固定化しながら作業を進めていくかという議論について次回を進めさせていただければと思うのですが、いかがなものでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声)

**田岡議長**：くどいようですけれども、フリーな時間というのは必ずとりますので、そこでいろいろな議論を、また思いを述べていただければと思います。どうぞ。

**神崎委員**：石狩の神崎でございます。

私の立場からお話を申し上げるといことになりますと誤解が及びますので、今日の進めについての意見をちょっと述べさせていただきたいと思ひます。

なぜこの協議会を持たれているかということとは釈迦に説法ですので、私は申し上げるつもりはありませんが、今日お集まりの皆様方の意見は牧野村長さんの一語に尽きると思ひます。しなくていいのならしたくない。しかし今、こういう状況に置かれているからこそ、お互いに知恵を絞り合おうではないかということで、この場にいるわけでございますので、そういう場所にいるときに、私どもがどんな考え方で臨むかといえば、私どもの背景には住民もおりますし、そしてそれぞれの村、市の文化もござひます。それらのことを乗り越えて、初めてそれぞれの真剣な議論の取りまとめができるということをお私個人に思ひているのです。

そういうところから申し上げますと、今日提起されている三つの問題は、まさにそれぞれの地域の課題を

一気に背負って、エゴ話をする率直な素材だろうと思うのですよ。これが乗り越えられれば、あるいはこれを乗り越えるためのお互いの知恵を絞り切れれば、いろいろな事情がしっかりとお互いの納得した形で進められることができると思う。

ですから私は今日、会長が示されましたこの素材は、素材としてはぱっと聞いたときには大変なものを最初からやるなどご意見もあったけれども、私もそのとおりだと思うのですけれども、しかし何から進めるかということになりますと、やっぱり一番それぞれの地域背景を持っている我々としては、この辺から腹を割ってお話をさせてもらうよりほかないな。

その中でも、私どもは別に思っておりませんが、やっぱり大きいという一つのご評価があるとすれば、言うことにいろいろ誤解を生むところですから、むしろ厚田村、浜益村さんの皆さんの本音をどんどんお聞かせいただきたいなと、そういう希望を持っております。

そういうところでございます。

**田岡議長**：はい、ありがとうございます。どうぞ。

**藤原委員**：石狩の藤原と申します。

この法定協議会が、それぞれの議会で決められてこれが発足したわけですから、その辺の前の段階のことをまた戻ってということになると、わけがわからなくなってしまうのですよね。

それで、やっぱり最初の入り口としては、これをきちっと今、神崎さんがおっしゃったように先にしていかなければ、協議会の最初の規則みたいのところから協議会のやるべき仕事というのは決められておりますので、それにのっとって進めていただきたいと思います。

私個人としては、先ほど坪田さんがおっしゃったように、しないというか、デメリットとかメリットのことやなんかについても十分市民は知らされるべきだと思いますけれども、やはり規約にのっとって発足したものですので、そのとおりに進めていってほしいと思います。

**田岡議長**：中村さん、先にどうぞ。

**中村委員**：今、課題として出されている件でありますけれども、これがそれぞれ大変な大きい意味を持っておりまして、第一義を申し上げれば、その方法ということなのですけれども、例えば方法が今固まったから次のところはどうかするこうするといつて、またそれが付随してくる問題になってくるわけです。これをそんな形ではなくて、やはりオープンにして自分はフリーに考えたいと思っています。

私の意見を申し上げてについては、合併としては事務局の方で、新設にしても3パターンあると。そうすると相当なエネルギーを事務的にかかるというお話ですけれども、こういう重大なものをやるについては、やはり事務的にも相当やっぱりかかってもらわないと、今、皆さんが話されたように住民も納得しかねる点もありますし、例えば新設合併ということで決まっても次の項目に入っていく場合は、そうしたら事務所をどこに置くか、それから名称をどうするかといった場合には、おのずと地域のエゴなんていうことを言える問題ではないのではないかと。これはもうどこへ行って、だれが話そうと、そんなエゴの出てくる問題ではないと思うのですね。

そういうことで、やっぱり一つの流れとして、我々としてはやはり地域の住民の感情もありますので、できれば対等として、後の項目において、これは必然的にだれがどんなことを言おうとも、この場ではっきり言わせてもらえば石狩さんに落ち着くことは100%だと思います。

そういう意味合いからしても、やはり最初から格差のあることではまずいのではないかとということで、先ほどから市長さんがおっしゃっている入り口論ですけれども、この入り口論も大変大事なことだと思います。やはり避けて通れる問題ではない。後のこまいことがまとまっても地域エゴで物事をやるというと、この大きい問題でまた時間かかってしまうわけです。

ですから、この取り扱いについては、自分は賛成です。いい方法だと思っています。

はい、以上です。

**田岡議長**：はい、ありがとうございます。

**岸本委員**：浜益の岸本と申します。

今いろいろと、それぞれの委員の方々の意見を伺わせてもらって、先ほど事務局長の方から合併の方式のとり方によって事務的なこともあるだろうし、その後の議論の仕方が変わるといようなお話されておりましたけれども、私はそれによって合併のまちづくりの方向が変わってはならないと思うのですよね。対等であろうが編入であろうが、今3市村が集まっているのは合併という手法を使って、この地域がいいまちづくりをしようということで議論しているのであって、その手法によって事務的な煩雑さは多分出てくるのだろうとは思いますが、それによってまちづくりの方向が変わってはならないのではないかなと。

そこで、委員長も含めて改めてお伺いしたいのですが、仮に編入だとした場合に、恐らく残るのは石狩さんと想定すれば、石狩さんの条例がすべて生きるということになります。そうなれば、石狩さんの条例がベースとなって物事を考えていくことになれば、それは目標があって話し合いもしやすいかと思うのですが、本来であれば3市村のいいところを持ち合って新たなまちづくりをつくるというのが、私はそういう気持ちで今回この協議会に出てきたつもりであって、編入によって、また対等によって議論が、合併の方向が変わってはならないのではないかなという意見を持っております。

それと、こちら側サイドとして言わせてもらえば、やはり編入という言葉が、やはり地域の人間にとって、される側に見ればやっぱりのみ込まれてしまうという、先ほど石狩市さんの小池さんですか、やはり人の感情論というのがやっぱり私は残ると思います。やはり小さい村といえども、対等な立場で話し合いをするという、担保という言葉を使って適切なのかわからないですけども、そういう意味合いでもやはり私は新設対等合併であるべきではないかなという気持ちを持っております。

これからいろいろな方々の意見を聞いてやっていくわけだけでも、やはりその方式によって、確かに議員の問題とか首長の問題とか残りますけれども、それによってまちづくりの方向が変わってはならないのではないかなという気はしております。

**田岡議長**：はい、わかりました。

それでは、意見交換の中で私もたびたびお話をさせていただきましたように、雰囲気的にも、それから議論の半ばであるということは間違いのない状況であります。そして、さらにもう少しこの進め方について議論を次回、持ち越したいというふうに思っておりますので、今日はこの程度の議論にさせていただきたいと思っております。

また、次の案件もございまして、時間的なものもございまして、今日の話をして1回整理させていただいて、そして事務的にご説明する必要がある部分については、再度次回に持ち越させていただいて説明をさせていただきたいと思っております。そして、この議論はこういった議論が何回も何回も重ねることによって、さらに広範な議論が必ず起きてくるというふうに期待をいたしております。そんな意味も含めて事務局案をあえて出さなかったもろみも、この辺に一方であるということをご理解いただければと思っております。

それでは1、2、3の議案につきましては、この程度で終わらせていただきたいと思います。

次に、協議の第4号について、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約の一部を改正する規程、それから次の協議第5号 小委員会の設置について、二つ事務局から続けて説明をさせていただきます。

**松儀総務班長**：協議第4号「石狩市・厚田村・浜益村合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程案」についてご説明申し上げます。

議案の15ページ・16ページをご覧ください。幹事会規程は第1回協議会でご承認いただきましたが、

この4月に浜益村で組織の見直しがあり、新たに総務企画課参事(まちづくり担当)ができましたことから、別表に定めておりました「出納室長」を「総務企画課参事(まちづくり担当)」に改めるということでございます。協議会規約第12条第3項の規定に基づきまして、ご協議お願いいたします。以上です。

**工藤事務局長**：事務局の工藤です。

協議第5号「石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会の設置について」ご説明させていただきます。議案17ページから19ページをご覧ください。

小委員会の設置については、協議会規約第11条に基づき協議会の担当事務の一部を調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができることとなっております。

始めに、「議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会」についてありますが、資料の3ページから5ページをご覧頂きたいと思います。

議会議員、農業委員会委員には、合併した場合の定数や任期などについて、市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)や農業委員会等に関する法律(農委法)に特例があり、その選択によって態様が異なることとなります。

資料の4ページには、議員の定数・任期の適用パターンが例示されておりますように、新設合併で3パターン、編入合併で5パターンの選択肢がございます。

5ページにつきましては、農業委員会の委員の取扱いについて、議会議員と同様に農業委員会の設置数の違いなどによる、適用の態様の違いがございます。

合併を検討する場合にも、地域の代表である議会議員、農業委員会委員の定数、任期などの態様は、重要な判断材料となるものと考えられますことから、十分な調査、審議等を行うことが必要であり、「議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会」を設置することが有効且つ効果的であると考えています。

次に、「新市建設計画小委員会」についてであります。新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)第5条に基づく市町村建設計画であり、新市のマスタープランとしての役割を果たすもので、合併した場合の「新しいまちの姿」や「新しいまちづくりの計画」を策定するものであります。

また、新市建設計画は新市将来構想とともに、合併した場合の新市の姿を住民の皆様にお知らせする大切な役割を持ち、合併を検討する上で特に重要な判断材料となるものであります。

こうしたことから、新市建設計画や新市将来構想の作成について、地域の実情や特性を踏まえ十分な調査、審議等を行うことが必要であり、第1回協議会において決定した「新市建設計画の策定方針」に基づき、新市将来構想(案)の作成、新市建設計画(案)の作成について調査、審議等を行うことを考えています。

新市将来構想及び新市建設計画の策定概要について、資料6ページに基づき説明いたします。

「新市将来構想」につきましては、新市の基本方針や将来像・施策の方向性などを検討・協議をし、「新市建設計画」は、新市建設の基本方針・根幹事業・公共的施設の総合整備計画・財政計画について検討・協議を頂くものであります。

なお、「新市建設計画」は、新市における、基本計画の機能を有しておりますが、具体的な建設年次割りなど、個々の事業実施計画につきましては、新市において検討・調整されるものであります。

7ページにつきましては、小委員会と協議会との関係、住民参加のパブリックコメント、ワークショップなど時期など、現在、まちづくり専門部会において進めている、新市建設計画策定作業フローを載せてございます。ご参照願います。

最後に、「地域自治組織等小委員会」についてであります。3市村が合併した場合には、新市として一

体性の確保が図られるよう努めなければなりません、一方、「地域住民の声の反映」や「地域の特色を活かしたまちづくり」を進める仕組み作りが、住民自治のより一層の実現や地域過疎の進行を防ぐためにも大切であり、合併の重要な課題となると考えられます。

第27次地方制度調査会が、平成15年5月6日に出した中間報告において、「合併後の市町村において、合併前の旧市町村単位に地域自治組織を導入する途を開くこととする。」としており、今後、制度化に向けた動きや議論がなされることから、本協議会においても検討・協議が必要になるものと思われる。

こうしたことから、地域自治組織等について、地域審議会や支所等の在り方も含め十分な調査、審議等を行うことが必要であり、本協議会に「地域自治組織等小委員会」を設置することが有効且つ効果的であると考えています。

本小委員会においては、「地域自治組織に関する情報収集及び調査・研究」及び「合併した場合の地域の在り方」すなわち、地域自治組織を設置するのか、しないのかなどについて、支所等の在り方なども含め検討・協議をお願いすることとなります。

8ページにつきましては、小委員会で想定される調査・審議内容を記載しておりますが、田中地域政策部長の中間報告の概要説明と重複いたしますことから説明は省略させていただきます。以上です。

**田岡議長**：いよいよここでメリットとかデメリットとか将来のまちについて、合併する側の意見、あるいは合併を否定する側の意見など、さまざまな意見が、具体的に記述されて議論が重ねられることになるわけです。そういう議論を市民に見せるということが一つ大変大切なことであります。そして、それででき上がったものが、またそれぞれの自治体において議論の対象として非常に具体性の持った議論がされることになってくるわけです。ですから、私は合併が好きか嫌いかでなくて、ここにおいて合併是非論の本質論が生まれてくるという非常に大切な委員会の活動でないかと思っております。

現時点においてご提案させていただいたのは、このような形の小委員会の設置についてであります。この項目において必ずしも私はこの小委員会のあり方に固執するつもりはありません。議論が深まりよって、さらに分区といいますか、小委員会をもっともっと専門にするべき、あるいは今言ったように合併のパターンによっては、この議論が完全にストップしてしまうケースも想定されるわけですね。例えば1番目の小委員会なんかにおいては、新設、編入によって非常に議論が、方向が変わってくるというようなこともありますので、今日の段階ではいかがでしょうか。

とりあえずこの小委員会を、こういう形でスタートさせるということをご理解いただきまして、そして議論の深まりの中でもうちょっと細分化が必要だとか、こういった方法があるというその議論については、真摯にこの場にもう一回提案させていただくということでご了解いただけるでしょうか。

(「はい」の声)

**田岡議長**：はい、わかりました。

それでは、そのようにして4号の方も何かご意見ございますか。

それでは4号、5号、大変スピードで申しわけございませんけれども、そんなような形で決めさせていただきます。

最後に、今日のスケジュールの認定第1号について、議題に供したいと思えます。

すいません、ちょっと委員会が設立されましたので、それぞれの3委員会の委員の皆さんの指名をさせていただきますたいと思えます。

事務局、お願いします。

つけ加えさせていただきますけれども、小委員会の委員は、合併協議会小委員会規程第3条の規定によりまして会長が指名することになっておりますので、指名をさせていただきますたいと思えます。今お配りの名簿



を配付させていただきます。

指名者を事務局より朗読させることになっておりますが、ごらんになっていただければ、それぞれ自分の所属がおわかりになると思いますので、朗読は割愛をさせていただきたいと思っております。

事務局の方から、ほかに何か説明ありますか。

**工藤事務局長**：それでは、小委員会の開催日程について、この場で連絡させていただきたいと思っております。

新市建設計画小委員会につきまして、6月10日午後2時から石狩市議会の第1委員会室で開催したいと思っております。

通知文書につきましては、ただいま委員名簿と同時に配付させていただきましたので、よろしくお願いたしたいと思っております。

また、議会議員、農業委員会の定数及び任期の小委員会及び地域自治組織等小委員会につきましては、7月上旬を予定してございます。日程調整の上、連絡いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上です。

**田岡議長**：一応事務局からは6月10日に第1回小委員会を行うということですが、次回の協議会の議論との関係もありますので、お示し案としてとりあえず今日の段階で、そういうふうにご連絡をさせていただきます。

今日の議論と6月10日に予定しております小委員会の議論が、必ずしもこの協議会の結論を出さないと、次の小委員会が進まないという内容でございませぬので、予定どおり6月10日にもまず1回委員会をさせていただいて、7月にまた改めて協議会のご案内をさせていただいて、今日の継続議論をさせていただきたいと思っております。

それでは、先ほど提案させていただきました最後の議案について、事務局より説明をさせていただきたいと思っております。

**松儀総務班長**：認定第1号 平成14年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会決算認定について、ご説明申し上げます。議案21ページをごらんください。

初めに、平成14年度の事業報告についてですが、1月から3月までの3カ月間の事業の内容でございませぬ。詳細説明につきましては、省略させていただきます。

次に、歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。22ページをごらんください。

歳入からご説明いたします。

負担金は3市村から100万円ずつで300万円でございます。

諸収入につきましては、預金利子として3円となっております。当初予算額300万円に対しまして、収入額は300万3円となっております。

次に歳出でございませぬが、23ページをごらんください。

1款の総務費ですが、当初予算額61万円に対しまして、支出済額が51万850円でございます。

事務局費の主な内容について、ご説明させていただきます。

需用費の支出額17万2,820円につきましては、コピー用紙、ゴム印などの消耗品費、協議会封筒の印刷製本費などの支出でございませぬ。

役務費の支出額6万9,140円については、電話料、インターネット接続料などでございませぬ。

委託料の支出額13万6,500円については、事務局の電話増設にかかる費用となっております。

使用料及び賃借料の支出額3万9,900円については、コピー機借り上げ料でございませぬ。

備品購入費の支出額3万1,500円につきましては、公印の購入費用となっております。

負担金補助及び交付金の支出額6万990円につきましては、北海道からの派遣職員の通勤手当を支払ったものとなっております。

続いて、24ページ2款の事業費になりますが、当初予算額239万円に対しまして、支出済額が228万514円でございます。

会議運営費は、第1回協議会開催に係る費用の支出となっております。

報酬の支出額24万4,000円については、協議会委員、監査委員報酬でございます。

旅費の支出額2万1,831円については、費用弁償となっております。

需用費の支出額6万405円については、名札立てなどの消耗品費、協議会時のお茶代の食糧費、横断幕の印刷製本費の支出でございます。

委託料の支出額15万7,542円につきましては、協議会会議録の調製に係る委託料で、録音機材の借り上げを含めた委託費用となっております。

続いて、調査研究費の支出額110万1,870円についてですが、事務事業一元化委託については、個別調査表入力支援業務にかかるもの、新市将来構想・新市建設計画策定委託については、基礎的データの収集・分析業務にかかる委託料となっております。

続いて、広報広聴費の支出額69万4,866円についてですが、役務費については、協議会ニュースの広報折り込み手数料であります。

委託料については、ホームページの制作と協議会ニュースの作成にかかる費用となっております。

収入済合計300万3円に対しまして、支出済合計279万1,364円で、差引き額20万8,639円を翌年度に繰り越すこととしております。

以上が、平成14年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会決算の内容でございます。よろしくご協議、お願いいたします。

**田岡議長**：それでは、引き続き監査報告を北嶋監査委員より報告を願います。

**北嶋監査委員**：浜益村監査委員の北嶋でございます。

監査報告をいたします。

**監査結果報告** 平成14年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会決算について、現金、出納帳、預金通帳並びに関係書類を同事務局職員立会いの上、厳正なる監査を実施した結果、その処理が適正であることを認めます。平成15年5月15日 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会監査委員 土門隆一 北嶋富作。

以上でございます。

**田岡議長**：ありがとうございました。

ご質問がございましたら、お受けしたいと思いますが。

(「なし」の声)

**田岡議長**：よろしいですか。

(「はい」の声)

**田岡議長**：それでは、認定をこのとおり決定させていただきたいと思っております。

## 8. その他(1) 第3回会議の開催日時等について

**田岡議長**：以上で、本日予定をしておりました案件につきまして、すべて終了させていただきました。ありがとうございます。

次の開催は、6月の定例会後の7月17日木曜日午後2時から、浜益村で開催したいと考えております。

## 9. 閉 会

田岡議長：今日は予定の時間を大幅にオーバーいたしました。しかし、私どもはこうした闊達な議論を重ねることによって、必ずしも事務局の提案オンリーという考えはもとより持っておりませんので、一方でもっと会長しっかり基本論を譲るなという議論もあるかも知れませんが、私は本当にこの場において、さまざまな議論の重なりこそ必要だというふうに思って、そのことが実は情報開示の最も基本でないかというふうに思っております。発言の自由は保障いたしますので、これからはさまざまな形での自由闊達なご議論をご期待申し上げまして、本日の協議会を終わらせていただきます。

今日は本当にありがとうございました。

小池委員：一つお願いがあるのですが。

田岡議長：はい、どうぞ。

小池委員：当初の会議時間が2時間というのは、いかにも短過ぎると思うのですよ。ですから、これからは、せめて3時間を超えない範囲で会議をやるということをお決めになった方が、みんな思いのたけしゃべられる時間をつくっていただきたいなと思います。

田岡議長：時間で制約するつもりはないのです。

小池委員：要望でございます。

田岡議長：それで、恐らく中身の話になると、他の協議会の先例を聞きますと、12時ごろまでやっていますね。ですから5時間、6時間という時間がこれから、実はメリット、デメリットの各論に入ったときに、もう幾らでも皆さんの意見が出てくると思います。今、スキームの段階でなかなかちょっと手続論で入りづらいところがあって皆さん、かゆいところがあると思いますけれども、議論の時間だけは会長として保障させていただきますので、3時間といわず5時間でも6時間でもこれから必要な時間、費やしていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

工藤事務局長：事務局より連絡いたします。

先ほどの小委員会の開催通知文につきましては、新市建設小委員会の委員の皆様だけに通知してございますので、その他の議会議員とか実組織の関係の委員さんについては後日、日程調整をしてから通知したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(以 上)

上記協議会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 年 月 日

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長